

## 学校部会シンポジウム

### 子ども中心のいじめ解決に向けて ～いじめ対応と重大事態調査の最前線～

#### 会次第

開催日時：令和8年2月28日（土）午後1時30分～午後4時30分

開催場所：弁護士会館2階 クレオA

会次第：（司会/北條友里恵・弁護士）

#### 【第一部】

1. 開会挨拶（東京弁護士会副会長菅沼真）
2. 趣旨説明  
朝妻理恵子（弁護士）
3. 子どもを対象としたいじめに関するアンケート分析報告  
極山ひかり（弁護士）
4. 弁護士が関与したいじめ重大事態調査実態アンケート分析報告  
田伏いづみ（弁護士）

—————休憩—————

#### 【第二部】

1. パネルディスカッション  
  
ファシリテーター：佐藤香代（弁護士）  
  
パネリスト：建部 豊さん（帝京大学大学院教職研究科教授）  
桑原 斉さん（埼玉医科大学教授・副診療部長）  
牧野晶哲さん（白梅学園大学准教授）
2. 閉会挨拶（東京弁護士会子どもの人権委員会委員長福田笑美）

以上

## 第二部 パネルディスカッション パネリスト

### 桑原 斉（くわばら・ひとし）さん

埼玉医科大学教授・副診療部長。

児童青年精神医学を専門とし、科学的根拠に基づく標準的な診療の実践に注力。子どものこころ専門医など多数の資格を有し、いじめと関連する精神疾患や発達障害などの診療にも取り組む。

### 建部 豊（たてべ・ゆたか）さん

帝京大学大学院教職研究科教授。

早稲田大学卒業後、公立中学校社会科教諭として勤務し、その後18年間、都教育行政に従事。世田谷区中学校長を経て現職。教員研修講師のほか、自閉症児の保護者としての立場で講演も行う。現在、多くの学校からいじめの未然防止や解決に向けての相談を受けている。

### 牧野 晶哲（まきの・あきのり）さん

白梅学園大学准教授。

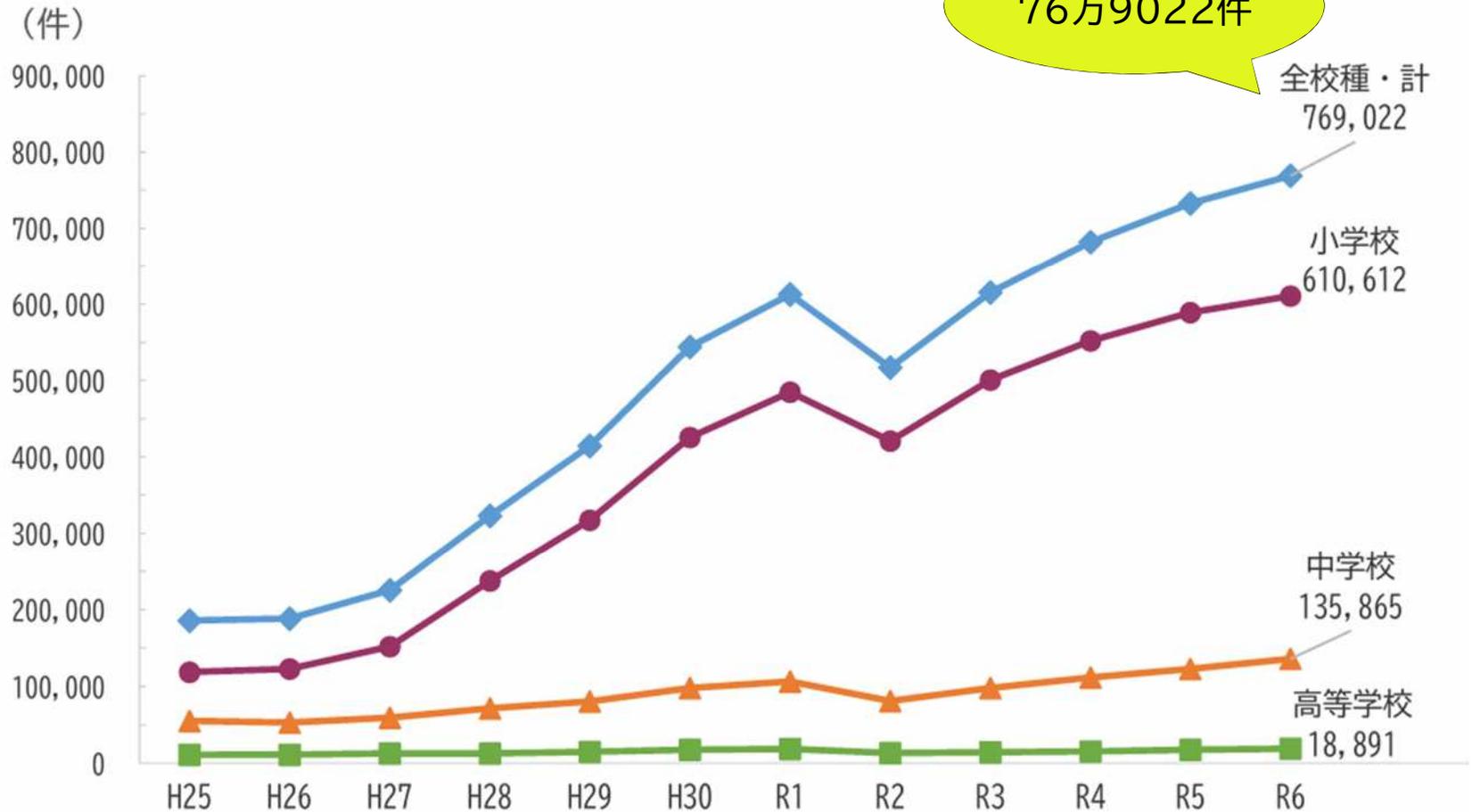
スクールソーシャルワークを中心に研究・教育、各地での研修・人材育成等に携わる。子どもを取り巻く環境への支援を重視し、いじめ・不登校などの課題に向き合う実践と研究を続けている。修復的対話の実践として、依頼を受けた学校に訪問し、子どもたちと「R Jサークル」を実践する活動も行っている。

【五十音順】

# 趣旨説明

シンポジウム 子ども中心のいじめ解決に向けて  
～いじめ対応と重大事態調査の最前線～

# いじめの認知件数



文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」より

# 本シンポジウムの問題意識

～いじめ防止対策推進法施行後に見えてきた課題～

## 1. いじめの「定義」について

法律でいじめが定義され、周知徹底が図られるようになったこと  
で見えてきた課題

## 2. 「いじめ重大事態調査」について

「いじめ重大事態」という類型を設け、調査の実施を法律で義務付けたことにより見えてきた課題

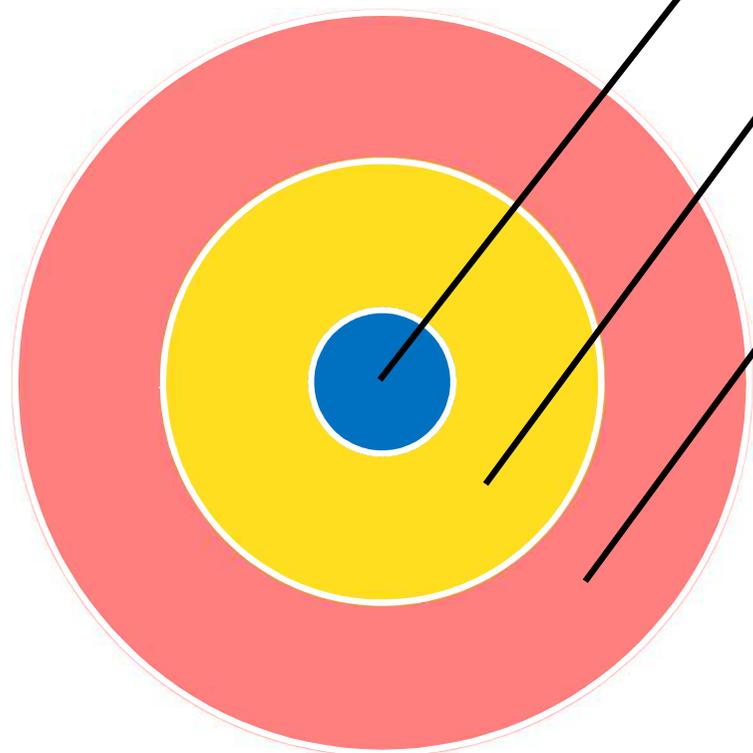
# いじめ防止対策推進法

---

## 第2条1項（定義）「いじめ」

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と**一定の人的関係**にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。」

# いじめの定義



犯罪になるいじめ …暴行・恐喝

社会通念上のいじめ …無視、ばい菌扱い

## 法律上のいじめ

(対象となった子どもが心身に苦痛を感じる行為)

### 【例】

- リレーでバトンを落とした子に「何やってんだ!」と怒鳴った。
- 発言の苦手な子に「〇〇さんも意見を言いなよ」と強く促した。

東京都教育委員会「いじめ総合対策」【第3次】上巻46頁

# いじめの定義の変遷

○法律の「いじめ」定義と、以前の「いじめ」定義との違いは？

この法律ができる前に、文部科学省が公表していたいじめの定義では、いじめは、「一方的」に、また、「継続的」に行われているものとされていた。また、被害者側の心身の苦痛についても、「深刻な苦痛」といった文言が加わっていた。

しかし、加害と被害が入れ替わる「いじめ」の存在、力の優劣や深刻度を判断することの難しさ、判断者によって差異が生じる可能性があり、いじめの定義の中に、解釈や評価の余地を残すような言葉があると、重大ないじめを見落としかねないという反省から、要件から削除された。

# いじめの定義 ～国際比較～

## ◆韓国 学校暴力に関する法律（2004年制定）

- 学校の内外において、2人以上の児童生徒が、継続的又は反復的に身体的又は心理的攻撃を加え、相手が苦痛を感じるようにする一切の行為を「いじめ」とする。
- 被害者に対する書面による謝罪、接触や報復行為の禁止、学校における奉仕、社会奉仕、特別教育の履修、出席停止、学級入れ替え、転学、退学処分など、厳しい措置を科して学校暴力を予防することを意図している。

## ◆フランス 学校いじめ罪（2022年刑法典改正）

- （被害者の）尊厳を侵害し、身体的精神的健康を損なう可能性のある、学習環境を悪化させる目的又は効果を有する言動を「いじめ」とする。
- 被害者に学業への支障を生じさせた場合や、自殺・自殺未遂に至らせた場合、拘禁刑や罰金を科す。

# 法律の「いじめ」定義の利点は？

行為をした側の意図や行為態様ではなく、受け手の傷つきに着目する考え方は、いじめの早期発見・被害者救済の点で大きな利点がある。

「つらい」という本人の苦痛を起点にいじめと認定しうるため、「からかっていただけ」「一緒にふざけていただけ」「いじられキャラだった」等と主張されても判断の基準がぶれず、また、初期段階のいじめ行為や、見過ごされがちな心の傷つきを救済対象として認識しやすい。

「まずは本人の話を丁寧に聴く」という姿勢を制度的に後押ししやすく、傷ついている子どもの声を尊重する文化を促すことにつながる

# いじめの定義拡大から発生する課題

- 「いじめ」=重大な嫌がらせを連想させる言葉
- 法第4条(いじめの禁止)「児童等は、いじめを行ってはならない。」
- 法第23条(いじめに対する措置)  
いじめをした児童への指導、別室で学習を行わせる措置



法律の定義を厳格に子ども達の人間関係に適用すると…

子ども達が、自分らしく振舞うことに恐れを抱いたり、感じ方の予測ができない友達とは距離を置こうと考えたりする可能性

# いじめの定義 ～日弁連の意見書～

日本弁護士連合会「いじめ防止対策推進法『3年後見直し』に関する意見書」(2018年1月18日)

## <いじめの定義 改正提言>

- 行為を行った状況において、行為をした児童等が行為の対象となった児童等に対して心理的又は物理的に優位である
  - 行為の性質及び態様に照らし、行為の対象となった児童等の尊厳を侵害すると認められるもの
- 日弁連は、定義の改定とともに、法の目的(第1条)で、いじめであるか否かにかかわらず、心身の苦痛を感じていること自体に丁寧に寄り添う姿勢が大切であることを明文化すべきと提言している。

# 本シンポジウムの問題意識

～いじめ防止対策推進法施行後に見えてきた課題～

## 1. いじめの「定義」について

法律でいじめが定義され、周知徹底が図られるようになったことで見えてきた課題

## 2. 「いじめ重大事態調査」について

「いじめ重大事態」という類型を設け、調査の実施を法律で義務付けたことにより見えてきた課題

# いじめ重大事態調査

## ◆ いじめ重大事態とは(法第28条)

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があるとき  
(一号重大事態)
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるとき(二号重大事態) ※年間30日の欠席が目安

## ◆ 重大事態調査の認知

- 重大事態の認知は「疑い」があれば足りる

※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは疑いがあるものとして調査を開始する。

※申立てに「いじめ」や「重大事態」などの単語が使われていなかったとしても、人間関係が原因で心身の異常や変化が生じているという申立てがあったときは調査をする必要がある。

# いじめ重大事態調査

## ◆ 重大事態調査の手続き

- 重大事態の報告

国立大学の附属学校 …文部科学大臣  
公立学校 …地方公共団体の長  
私立学校 …都道府県知事

- 第三者を加えた調査組織が推奨

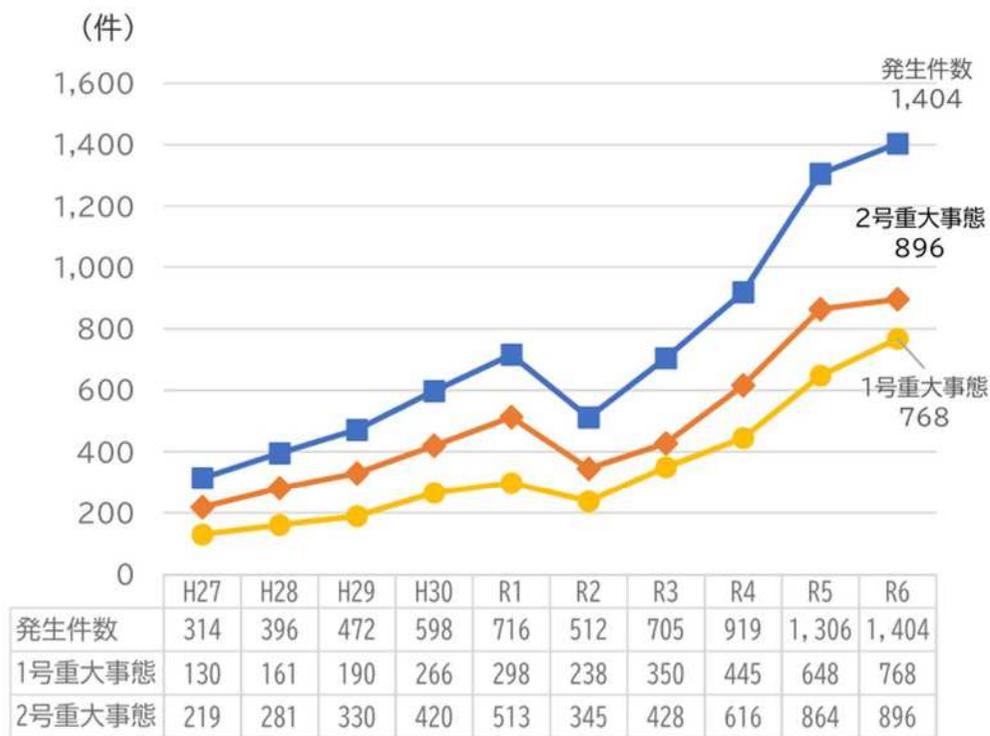
(R6.8改訂版「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」)

- 調査の実施

定期アンケート・面談記録など、すでに学校内に存在している資料の精査  
調査委員会によるアンケート調査・聴き取り調査等  
当該事案に必要な調査を実施

# いじめ重大事態調査 ～統計データ～

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数の推移



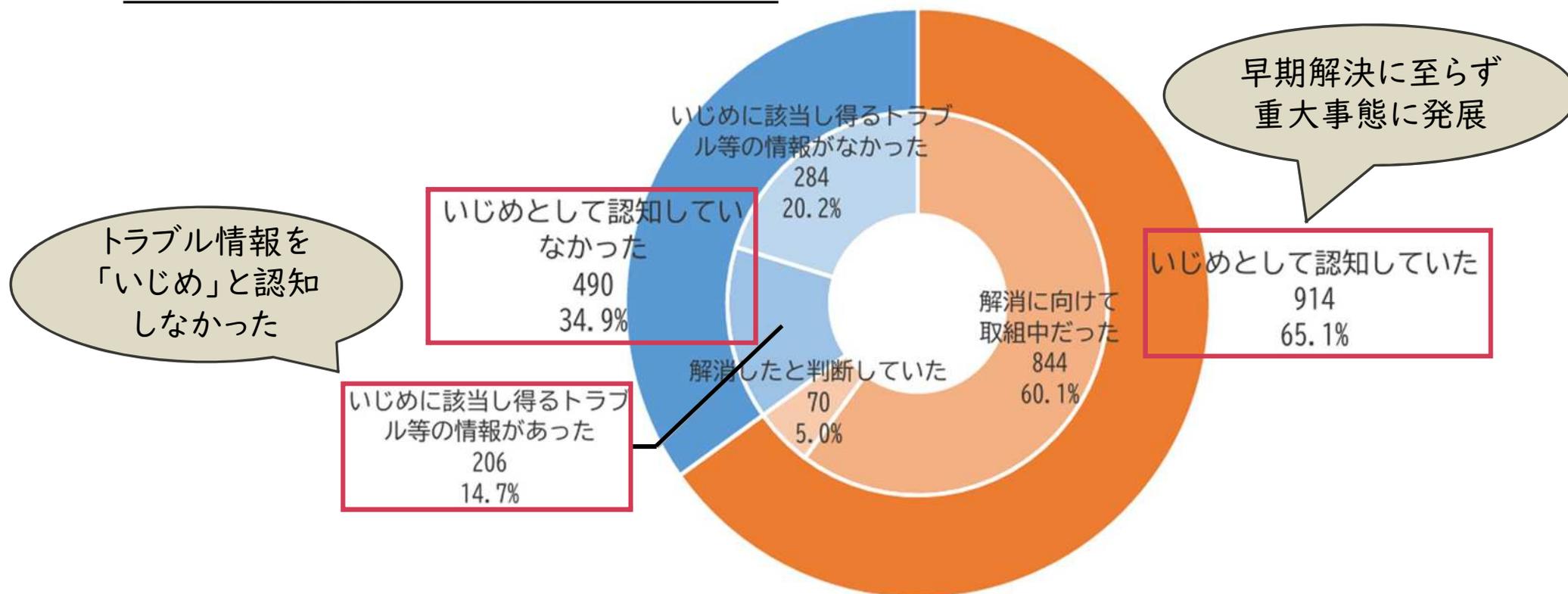
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	537	466	238	13	1,254
重大事態発生件数(件)	586	543	262	13	1,404
うち、第1号	296	297	167	8	768
生命	17	46	31	1	95
身体	51	62	22	3	138
精神	198	173	104	4	479
金品等	30	16	10	0	56
うち、第2号	415	322	149	10	896

## ● 重大事態の発生件数は、1404件

文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」より

# いじめ重大事態調査 ～統計データ～

## 「重大事態」となる前の対応状況



文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」より

# いじめ重大事態調査 ～現実的な課題～

- ◆ いじめ被害を訴えている本人に会えないケース  
…何が本質的な課題だったのか、把握できない
- ◆ 重大事態調査自体が溝を作るきっかけになっているケース  
…対象児童生徒を「被害者」と固定して調査を進めるため、特に交叉事案で関係児童生徒の不満を生じさせ、感情的対立を深めてしまう
- ◆ 調査と関係修復の取り組みが切り離され、関係修復の取り組みが停滞するケース  
…調査中も学校生活は続くが、担任・管理職等が「調査される側」となり、関係修復の取り組みに関与する難しさが生じている

# 本シンポジウムの問題意識

子ども達には、子どもの権利条約によって、人間として尊重され、守られ、自分にかかわることについて自分の意見が尊重される権利が保障されています。

いじめ問題の当事者は、子ども達です。

子どもの声を聴き、「子ども中心」の「いじめ解決」を目指すことによって、現在発生している課題を解決するための気づきや方向性が得られるのではないのでしょうか。

子どもの権利の視点から求められる「いじめ解決」について、本シンポジウムで考えていきたいと思います。

# 趣旨説明

シンポジウム 子ども中心のいじめ解決に向けて  
～いじめ対応と重大事態調査の最前線～

ご清聴ありがとうございました。

# 基調報告 1

## 子どもたちへの「いじめ」に関する アンケート調査の報告

---

2026年2月28日（土）

子ども中心のいじめ解決に向けて～いじめ対応と重大事態調査の最前線～

# アンケート調査の概要

---

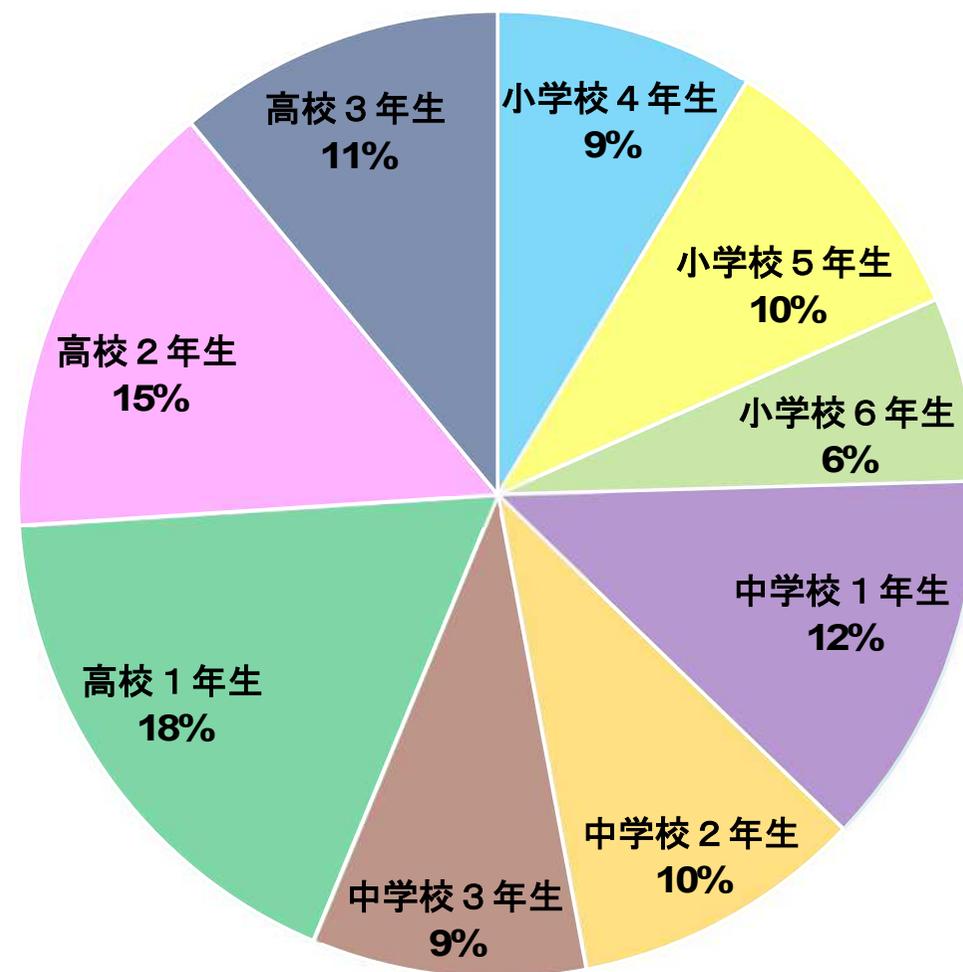
時期：2025年10月～12月

対象：全国の小中高生（3893人）

方法：グーグルフォームへの回答

# 質問 1 : あなたの学年

小学校 4 年生	3 3 9 人	(8.71%)
小学校 5 年生	3 7 7 人	(9.68%)
小学校 6 年生	2 4 0 人	(6.16%)
中学校 1 年生	4 9 1 人	(12.61%)
中学校 2 年生	3 8 4 人	(9.86%)
中学校 3 年生	3 6 0 人	(9.25%)
高 校 1 年生	6 8 9 人	(17.70%)
高 校 2 年生	5 8 3 人	(14.98%)
高 校 3 年生	4 3 0 人	(11.05%)



## 質問 2

---

次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思えますか。あなたの感覚で回答してください。

質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

## 1 暴行

Aは、Bから、たたかれたり、けられたりして、いやな気持ちになった。

## 2 暴言

Aは、Bから「キモい」「うざい」と言われ、いやな気持ちになった。

質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

### 3 いじり（からかい）

Aは、Bが「Aって、じつはCのこと好きなんじゃね？」といじってくるので、いやな気持ちになる。

### 4 陰口

Aは、Bたちが「Aって自分勝手だから同じ班になりたくないよね」と話している声が聞こえて、かなしい気持ちになった。

質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

## 5 やる気から来る発言

Aは走るのが苦手。リレーでAのチームはビリだった。同じチームのBから「Aのせいで負けた」「Aがいなければ勝てるのに」と言われて、Aは、かなしい気持ちになった。

## 6 誉め言葉のつもりの発言

Aは、Bから「Aは小さくてかわいいね！」と言われた。Aは身長が低いことを気にしていたので、いやな気持ちになった。

質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

## 7 SNSいじめ

Aは、Bがクラスのインターネット上のグループ（LINEグループなど）に、Aの変な顔の写真をのせたので、いやな気持ちになった。

## 8 陰口を言われていることの伝達

Aは、Bから、「CたちがAの悪口いっているよ」と伝えられて、いやな気持ちになった。

質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

## 9 目の前での仲間はずれ

AとBはクラスも部活も一緒。部活の帰り道、Bは部活メンバーにお菓子を配って食べていたが、Aには渡されなかった。Aはかなしい気持ちになった。

## 10 自分が知らない場所での仲間はずれを知ったこと

AとBとCは、いつも一緒にいる友達。ある日、BはCだけを誘って二人で遊びに行った。そのことを後から知ったAは、かなしい気持ちになった。

# アンケート分析

---

**01.回答結果の傾向**

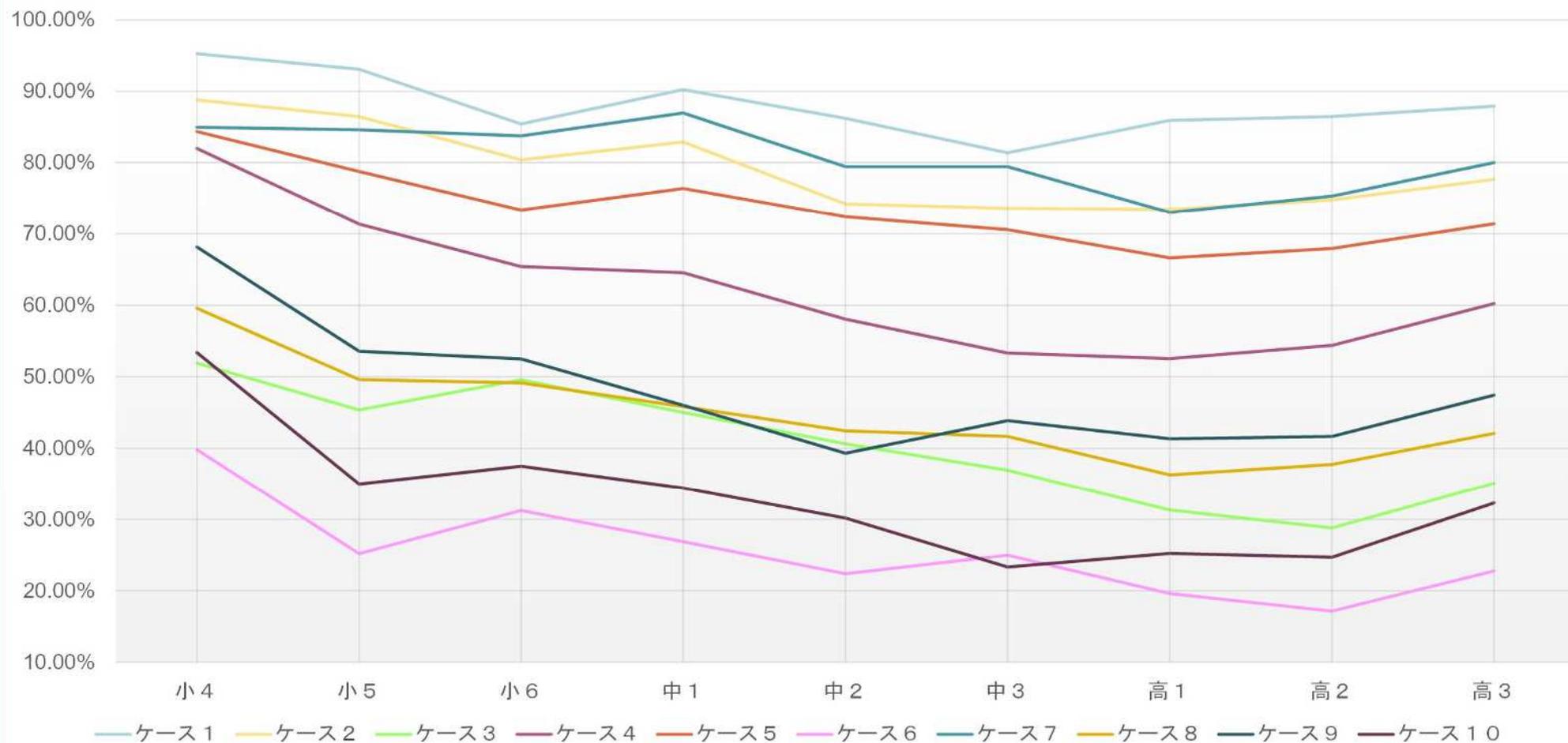
**02.意見の分かれた態様のいじめ**

**03.いじめだと思わないとの回答が多かったいじめ**

質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

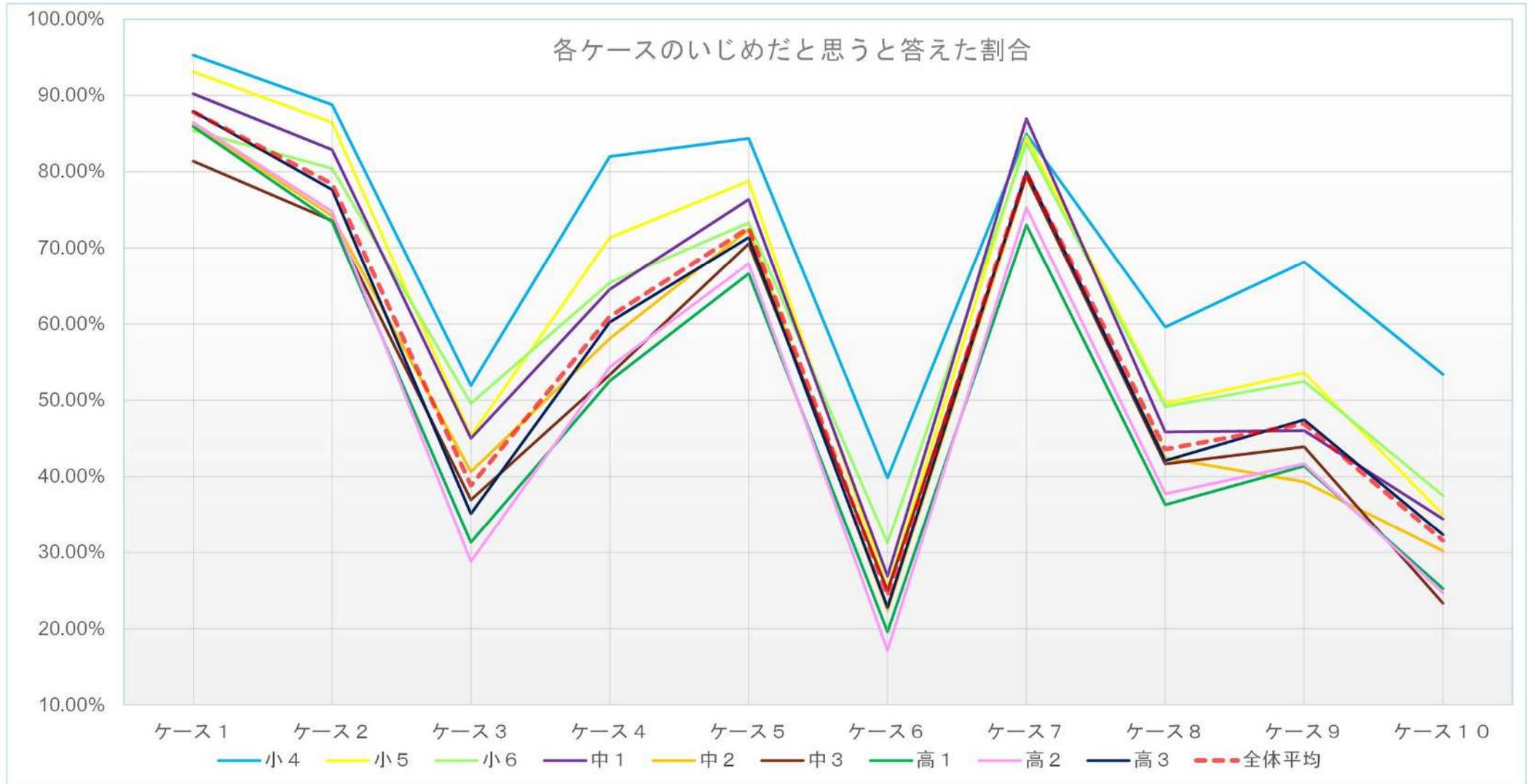
## アンケート分析 01.回答結果の傾向

各ケースのいじめだと思つたと答えた割合



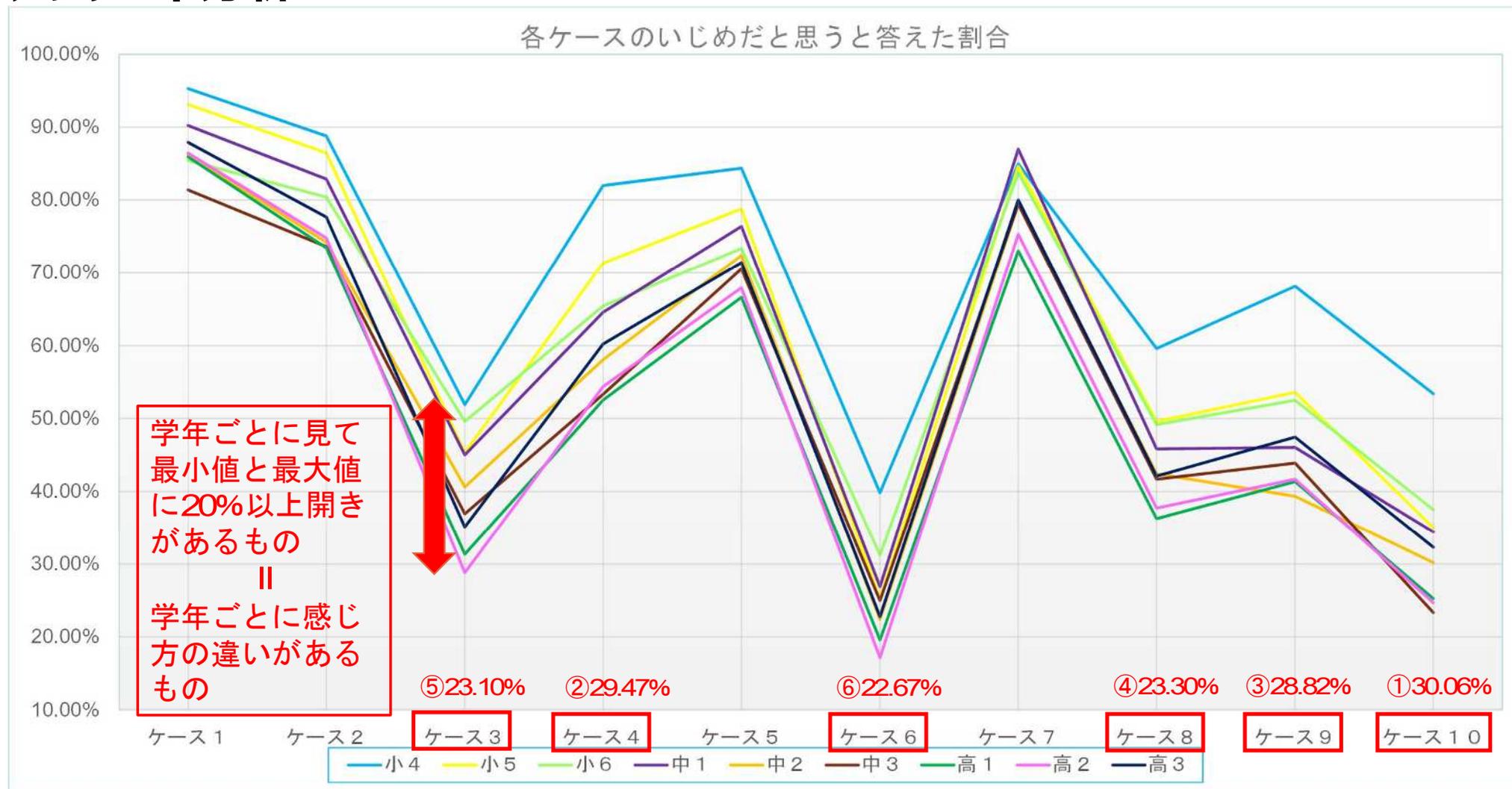
質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

## アンケート分析 01.回答結果の傾向



質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

## アンケート分析 01.回答結果の傾向



質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

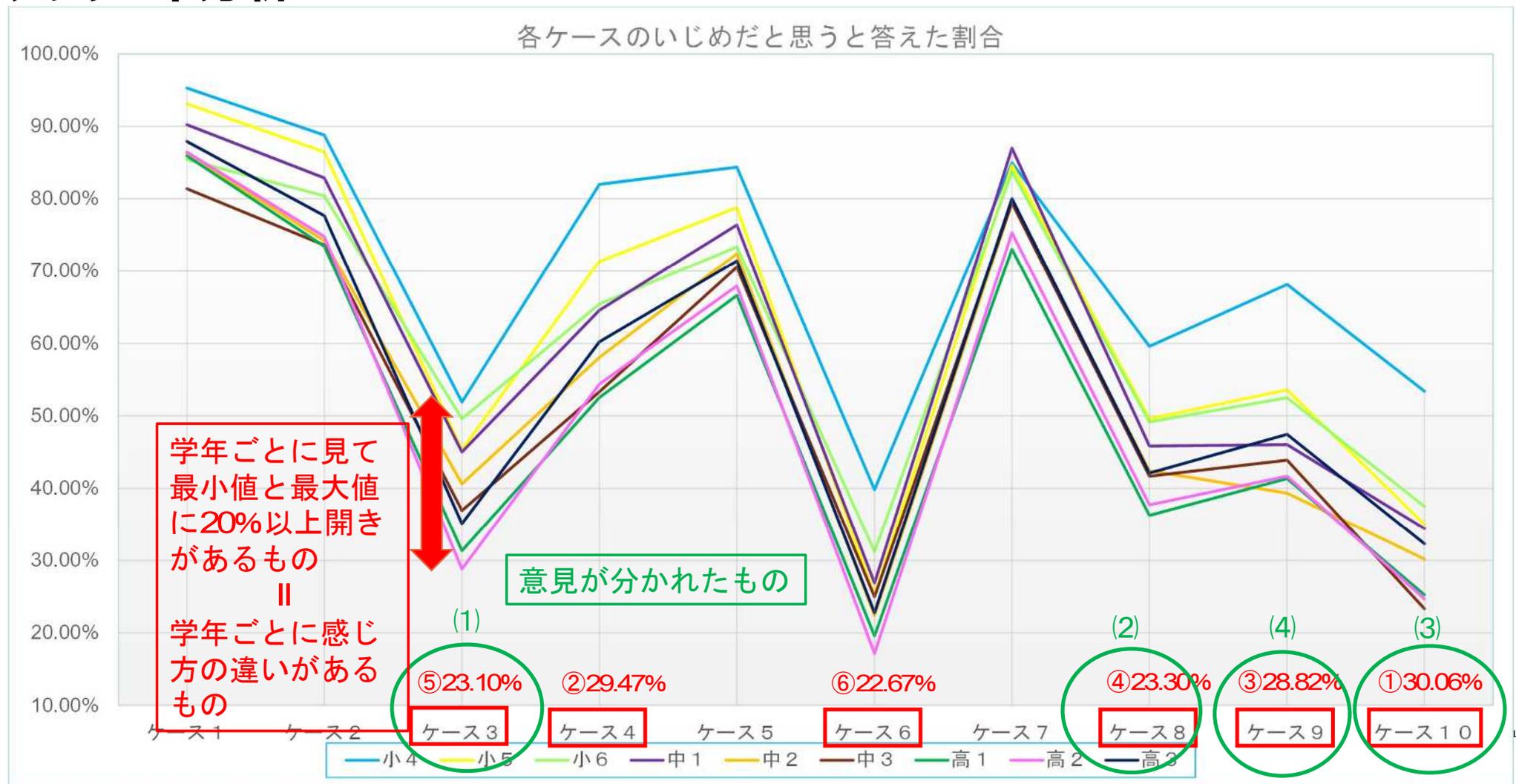
# アンケート分析

## 02.意見の分かれた態様のいじめ

- |                                   |               |
|-----------------------------------|---------------|
| 1. ケース3 〈いじり〉                     |               |
| いじめだと思う                           | <u>38.81%</u> |
| いじめだと思わない                         | 33.44%        |
| わからない                             | 27.74%        |
| 2. ケース8 〈陰口を言われていることの伝達〉          |               |
| いじめだと思う                           | <u>43.57%</u> |
| いじめだと思わない                         | 32.31%        |
| わからない                             | 24.12%        |
| 3. ケース10 〈自分が知らない場所での仲間はずれを知ったこと〉 |               |
| いじめだと思う                           | 31.47%        |
| いじめだと思わない                         | <u>46.44%</u> |
| わからない                             | 21.99%        |
| 4. ケース9 〈目の前での仲間はずれ〉              |               |
| いじめだと思う                           | <u>46.90%</u> |
| いじめだと思わない                         | 29.44%        |
| わからない                             | 23.66%        |

質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

## アンケート分析 02.意見の分かれた態様のいじめ



質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

## アンケート分析 02.いじめだと思わないとの回答が多かったいじめ

### 1. ケース6〈誉め言葉のつもりの発言〉

いじめだと思う	24.30%
いじめだと思わない	<u>49.91%</u>
わからない	25.79%

### 2. ケース10〈自分が知らない場所での仲間はずれを知ったこと〉

いじめだと思う	31.57%
いじめだと思わない	<u>46.44%</u>
わからない	21.99%

## 質問 3

---

もし、あなたが、いじめられたら（何度もたたかれたり、悪口を言われたり、無視されたら）、どうしますか。

- ①あなたがしそうな行動をすべて選んで下さい。
- ②どう解決したいか、あてはあるものをすべて選んで下さい。

質問3 もし、あなたが、いじめられたら（何度もたたかれたり、悪口を言われたり、無視されたら）、どうしますか。

①あなたがしそうな行動をすべて選んで下さい。

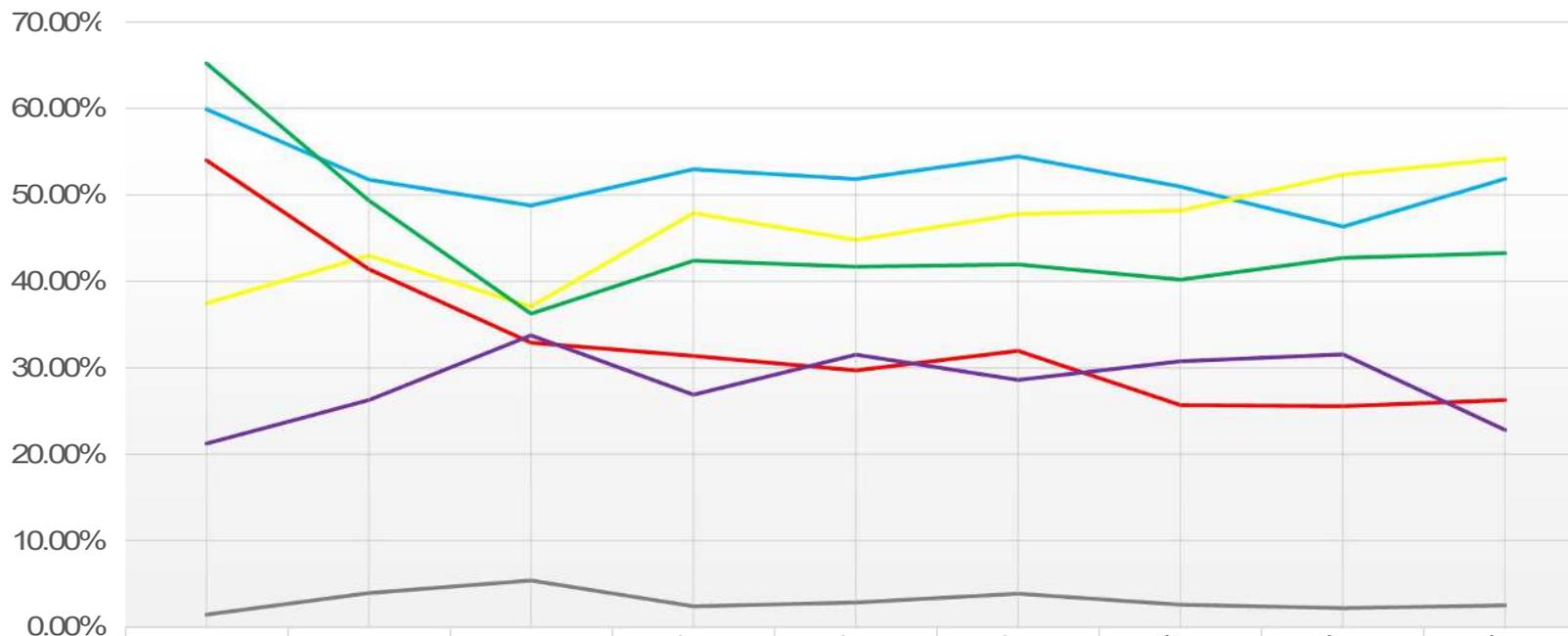
## 選択率（全体・多い順）

---

「自分から『やめてほしい』という」	51.73%
「友達に相談する」	46.93%
「保護者（家族）に相談する」	44.31%
「先生に相談する」	31.85%
「何もしないで時間が経つのを待つ」	28.31%
「その他（自由回答）」	2.88%

### 質問3 もし、あなたが、いじめられたら（何度もたたかれたり、悪口を言われたり、無視されたら）、どうしますか。

①あなたがしそうな行動をすべて選んで下さい。



	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
自分から「やめてほしい」という	59.88%	51.72%	48.75%	52.95%	51.82%	54.44%	50.94%	46.31%	51.86%
友だちに相談する	37.46%	42.97%	37.08%	47.86%	44.79%	47.78%	48.19%	52.32%	54.19%
先生に相談する	53.98%	41.38%	32.92%	31.36%	29.69%	31.94%	25.69%	25.56%	26.28%
保護者（家族）に相談する	65.19%	49.34%	36.25%	42.36%	41.67%	41.94%	40.20%	42.71%	43.26%
何もしないで時間が経つのを待つ	21.24%	26.26%	33.75%	26.88%	31.51%	28.61%	30.77%	31.56%	22.79%
その他（自由回答）	1.47%	3.98%	5.42%	2.44%	2.86%	3.89%	2.61%	2.23%	2.56%

— 自分から「やめてほしい」という    
 — 友だちに相談する    
 — 先生に相談する  
— 保護者（家族）に相談する    
 — 何もしないで時間が経つのを待つ    
 — その他（自由回答）

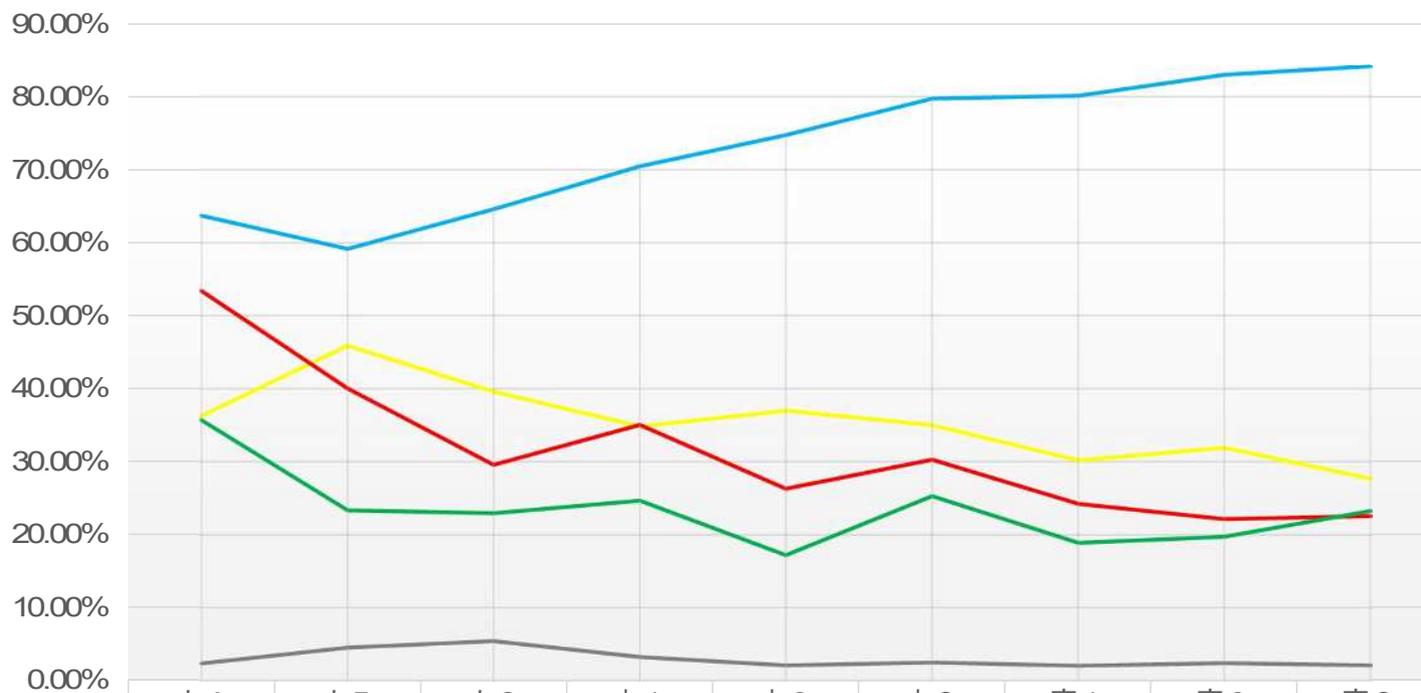
質問3 もし、あなたが、いじめられたら（何度もたたかれたり、悪口を言われたり、無視されたら）、どうしますか。  
②どう解決したいか、あてはあるものをすべてを選んで下さい。

## 選択率（全体・多い順）

---

「かかわらないようにする」	74.80%
「いじめをしなくなればそれでいい」	34.50%
「謝ってほしい」	30.26%
「大人に叱ってほしい」	22.78%

質問3 もし、あなたが、いじめられたら（何度もたたかれたり、悪口を言われたり、無視されたら）、どうしますか。  
 ②どう解決したいか、あてはあるものをすべてを選んで下さい。



	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
— Bとかわらないようにする	63.72%	59.15%	64.58%	70.47%	74.74%	79.72%	80.12%	83.02%	84.19%
— Bが、いじめをしなくなれば、それでいい	36.28%	45.89%	39.58%	34.83%	36.98%	35.00%	30.19%	31.90%	27.67%
— Bに、あやまってほしい	53.39%	40.05%	29.58%	35.03%	26.30%	30.28%	24.24%	22.13%	22.56%
— Bを大人にしかってほしい	35.69%	23.34%	22.92%	24.64%	17.19%	25.28%	18.87%	19.73%	23.26%
— その他（自由回答）	2.36%	4.51%	5.42%	3.26%	2.08%	2.50%	2.03%	2.40%	2.09%

— Bとかわらないようにする  
 — Bを大人にしかってほしい

— Bが、いじめをしなくなれば、それでいい — Bに、あやまってほしい  
 — その他（自由回答）

## 質問 4

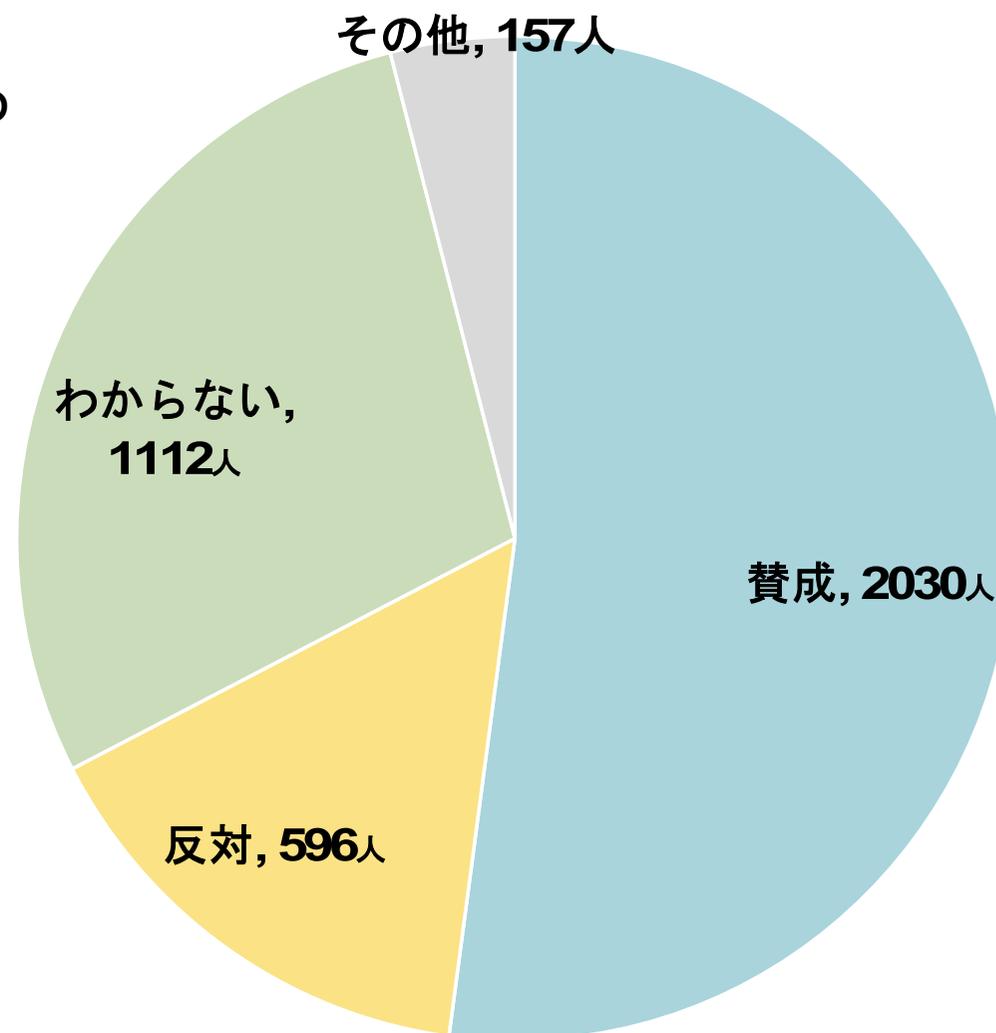
---

「いじめ」は、された人が「イヤだ」と感じたら「いじめ」とする、というルールがあります。この考え方を「いじめ」のルールにすることについて、あなたは賛成しますか。

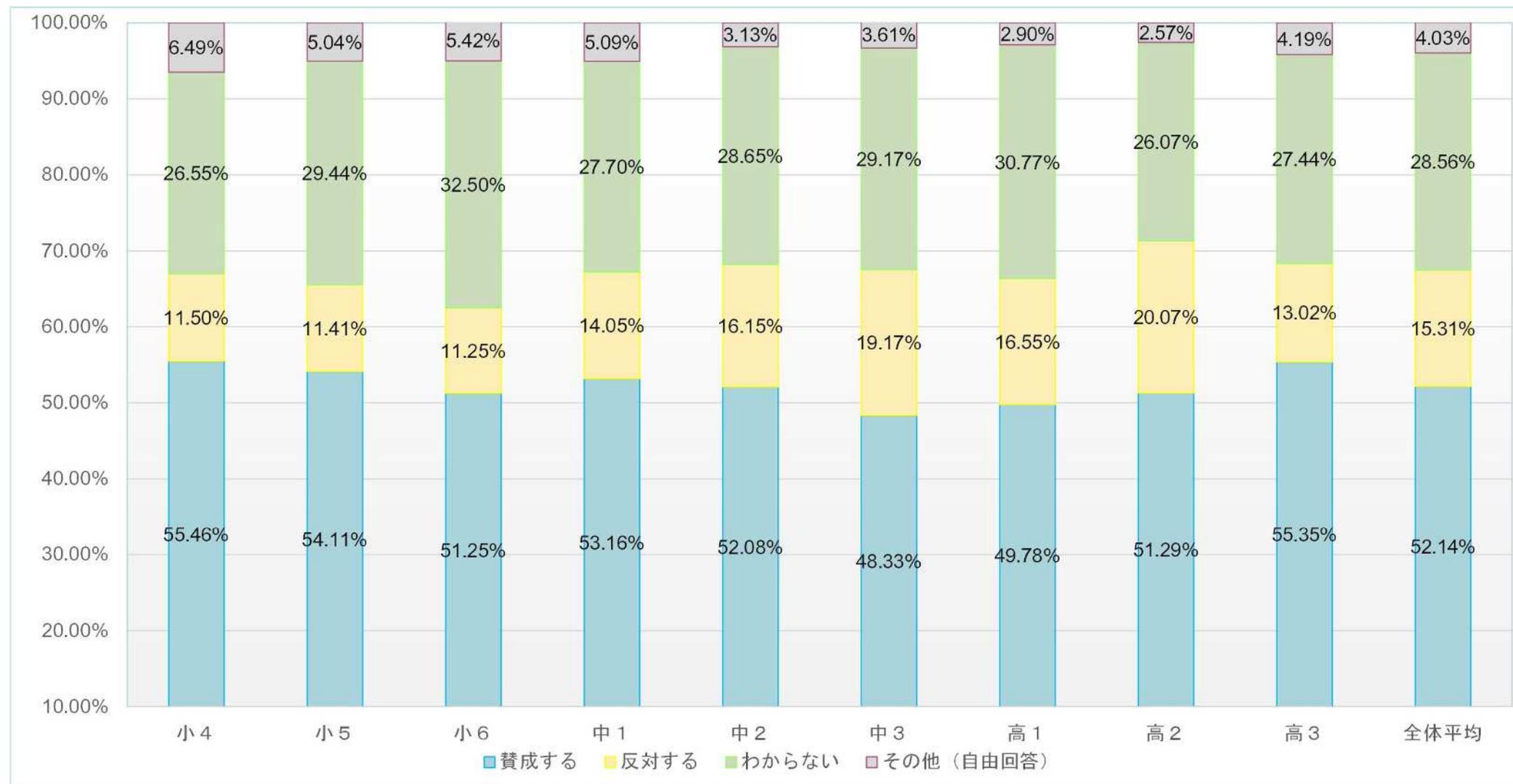
質問4 : 「いじめ」は、された人が「イヤだ」と感じたら「いじめ」とする、というルールがあります。この考え方を「いじめ」のルールにすることについて、あなたは賛成しますか。

---

賛成	52.14%
反対	15.31%
わからない	28.56%
その他	4.03%



質問4：「いじめ」は、された人が「イヤだ」と感じたら「いじめ」とする、というルールがあります。この考え方を「いじめ」のルールにすることについて、あなたは賛成しますか。



## 質問 5

---

「いじめ」かどうかは、どのよう  
ように決めるのがよいと思いま  
すか？（複数選択可）

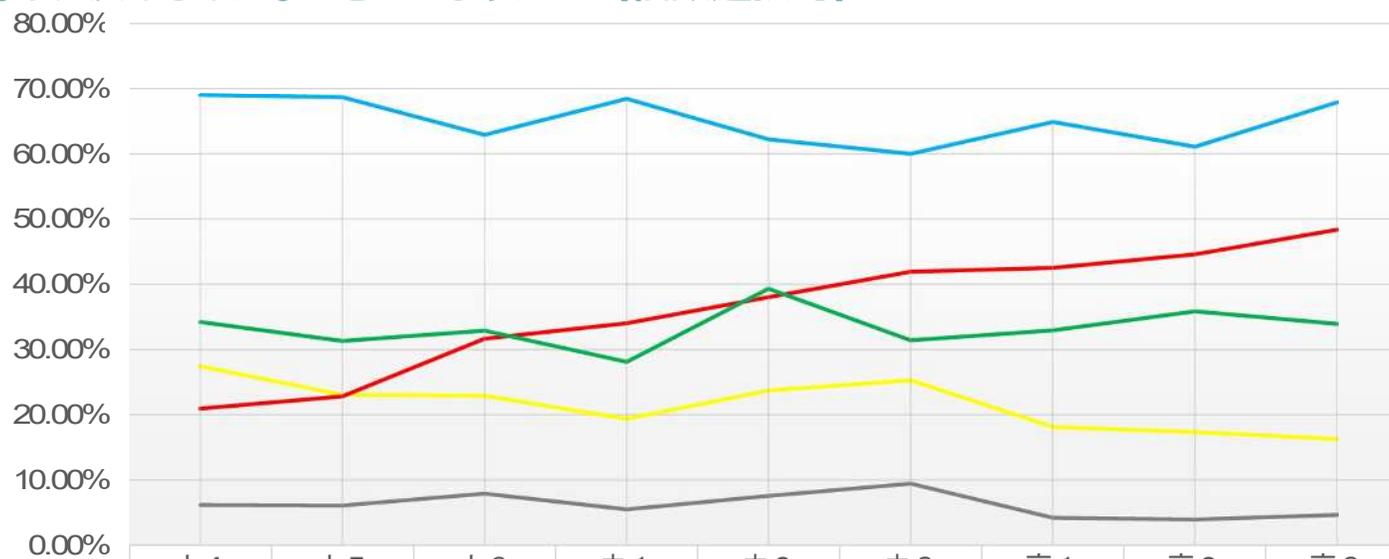
質問5 : 「いじめ」かどうかは、どのように決めるのがよいと思いますか？ (複数選択可)

## 選択率 (全体・多い順)

---

された人が嫌だと感じたら	64.99%
周りの子どもがいじめだと思ったら	37.48%
周りの先生や大人がいじめだと思ったら	33.34%
した人がいじめだと思ってやったら	20.76%
その他 (自由回答)	5.78%

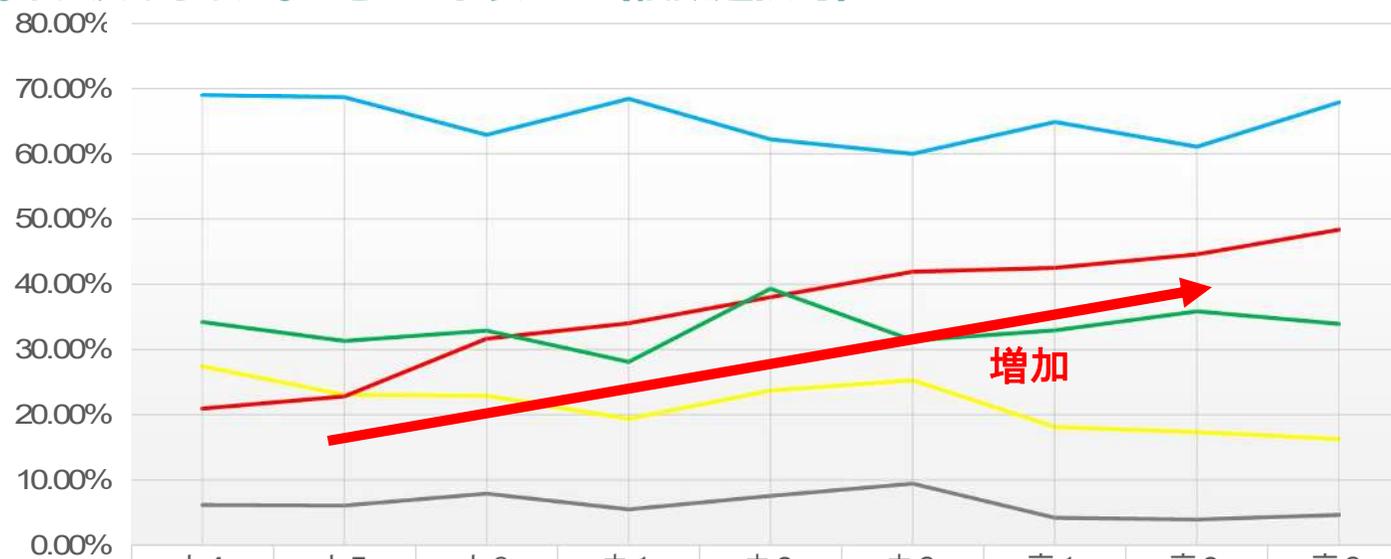
## 質問5：「いじめ」かどうかは、どのように決めるのがよいと思いますか？（複数選択可）



	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
— された人が「イヤだ」と感じたら「いじめ」とするのがよい	69.03%	68.70%	62.92%	68.43%	62.24%	60.00%	64.88%	61.06%	67.91%
— した人が「いじめ」だと思ってやったら「いじめ」とするのがよい	27.43%	23.08%	22.92%	19.35%	23.70%	25.28%	18.14%	17.32%	16.28%
— まわり（子ども）が「いじめだ」と思ったら「いじめ」とするのがよい	20.94%	22.81%	31.67%	34.01%	38.02%	41.94%	42.53%	44.60%	48.37%
— まわり（先生や大人）が「いじめだ」と思ったら「いじめ」とするのがよい	34.22%	31.30%	32.92%	28.11%	39.32%	31.39%	32.95%	35.85%	33.95%
— その他（自由回答）	6.19%	6.10%	7.92%	5.50%	7.55%	9.44%	4.21%	3.95%	4.65%

- された人が「イヤだ」と感じたら「いじめ」とするのがよい
- した人が「いじめ」だと思ってやったら「いじめ」とするのがよい
- まわり（子ども）が「いじめだ」と思ったら「いじめ」とするのがよい
- まわり（先生や大人）が「いじめだ」と思ったら「いじめ」とするのがよい
- その他（自由回答）

## 質問5 : 「いじめ」かどうかは、どのように決めるのがよいと思いますか？（複数選択可）



	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
— された人が「イヤだ」と感じたら「いじめ」とするのがよい	69.03%	68.70%	62.92%	68.43%	62.24%	60.00%	64.88%	61.06%	67.91%
— した人が「いじめ」だと思ってやったら「いじめ」とするのがよい	27.43%	23.08%	22.92%	19.35%	23.70%	25.28%	18.14%	17.32%	16.28%
— まわり（子ども）が「いじめだ」と思ったら「いじめ」とするのがよい	20.94%	22.81%	31.67%	34.01%	38.02%	41.94%	42.53%	44.60%	48.37%
— まわり（先生や大人）が「いじめだ」と思ったら「いじめ」とするのがよい	34.22%	31.30%	32.92%	28.11%	39.32%	31.39%	32.95%	35.85%	33.95%
— その他（自由回答）	6.19%	6.10%	7.92%	5.50%	7.55%	9.44%	4.21%	3.95%	4.65%

- された人が「イヤだ」と感じたら「いじめ」とするのがよい
- した人が「いじめ」だと思ってやったら「いじめ」とするのがよい
- まわり（子ども）が「いじめだ」と思ったら「いじめ」とするのがよい
- まわり（先生や大人）が「いじめだ」と思ったら「いじめ」とするのがよい
- その他（自由回答）

## まとめ

質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

- いじめだと思うと答える子どもの割合は、年齢が低いほど全体と比して多い。
- 多くのケースで、いじめだと思うと回答した割合が多いのは小4で、少ないのは高1または高2であること
- 高3はいずれの質問も全体平均とほぼ同じ割合
- 学年ごとに比較すると、半数を超えるケース（ケース10、4、9、8、3、6）で、いじめだと思うと答えた割合の最小値と最大値は20%も開いていること（すなわち、学年によって感じ方が異なること）

## まとめ

質問2：次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。

- いじり〈ケース3〉、陰口の伝達〈ケース4〉、自分が知らない場所での仲間はずれを知ったこと〈ケース10〉、目の前での仲間はずれ〈ケース9〉の順で、いじめと思うかについて子どもたちの意見が分かれたこと
- 子どもたちがいじめだと思わないと答えた割合が多かったいじめは、褒め言葉のつもりの発言〈ケース6〉、自分が知らない場所での仲間はずれを知ったこと〈ケース10〉であることであること

## まとめ

質問3 もし、あなたが、いじめられたら（何度もたたかれたり、悪口を言われたり、無視されたら）、どうしますか。①あなたがしそうな行動をすべて選んで下さい。

- 小5から高1までは「自分から『やめてほしい』という」の選択率が最も多いこと
- 「先生に相談する」こと、「保護者に相談する」ことを選択した子どもは、基本的に学年が上がるにつれて減少傾向にあり、特に小4から小6にかけて大きく減少していること

## まとめ

質問3 もし、あなたが、いじめられたら（何度もたたかれたり、悪口を言われたり、無視されたら）、どうしますか。②どう解決したいか、あてはあるものをすべてを選んで下さい。

- 「かかわらないようにする」を選択した子どもが全体で74.80%もあり、小5から高3にかけて増加していく傾向であること
- 「謝ってほしい」という解決を選択する子どもは、年齢が上がるにつれて減少していく傾向にあること
- 「謝ってほしい」、「大人に叱ってほしい」という選択は、全体と比して小4の選択率が高いこと

## まとめ

質問4：「いじめ」は、された人が「イヤだ」と感じたら「いじめ」とする、というルールがあります。この考え方を「いじめ」のルールにすることについて、あなたは賛成しますか。  
質問5：「いじめ」かどうかは、どのように決めるのがよいと思いますか？（複数選択可）

- 現在のいじめの定義に賛成している子どもは52.14%であること
- いじめの基準としては、約65%もの子どもたちが、いじめをされた側の気持ちも考慮するべきと考えていること
- 年齢が上がるにつれて、大人ではなく子どもたちを基準にいじめかどうか判断するべきと考えていること

**アンケートへのご協力  
ご清聴ありがとうございました**

## 【子どもたちへの「いじめ」に関するアンケート調査のアンケート項目】

※G o o g l e フォームに回答してもらった方で集計しました。

※質問2は各ケースに選択肢を設けていますが紙面の関係上省略しています。

### —————以下、アンケート項目—————

#### “いじめ” についてのアンケート

このアンケートは、みなさんが「いじめ」についてどう考えているかを知るためのものです。名前はいりませんので、正直な気持ちで答えてください。

アンケート結果は、集約して、2026年2月28日に行う東京弁護士会の「いじめ」にかんするシンポジウムで使わせてもらいます。

#### 質問1 あなたの学年

(選択肢)

- 小学校4年生
- 小学校5年生
- 小学校6年生
- 中学校1年生
- 中学校2年生
- 中学校3年生
- 高校1年生
- 高校2年生
- 高校3年生

**質問2 次のような場面で、Bの言動は、Aへの「いじめ」だと思いますか。あなたの感覚で回答してください。**

1. Aは、Bから、たたかれたり、けられたりして、いやな気持ちになった。
2. Aは、Bから「キモい」「うざい」と言われ、いやな気持ちになった。
3. Aは、Bが「Aって、じつはCのこと好きなんじゃね?」といじってくるので、いやな気持ちになる。
4. Aは、Bたちが「Aって自分勝手だから同じ班になりたくないよね」と話している声が聞こえて、かなしい気持ちになった。
5. Aは走るのが苦手。リレーでAのチームはビリだった。同じチームのBから「Aのせいで負けた」「Aがいなければ勝るのに」と言われて、Aは、かなしい気持ちになった。
6. Aは、Bから「Aは小さくてかわいいね!」と言われた。Aは身長が低いことを気にしていたので、いやな気持ちになった。
7. Aは、Bがクラスのインターネット上のグループ（LINEグループなど）に、Aの変な顔の写真をのせたので、いやな気持ちになった。
8. Aは、Bから、「CたちがAの悪口いっているよ」と伝えられて、いやな気持ちになった。
9. AとBはクラスも部活も一緒。部活の帰り道、Bは部活メンバーにお菓子を配って食べていたが、Aには渡されなかったので、Aはかなしい気持ちになった。
10. AとBとCは、いつも一緒にいる友達。ある日、BはCだけを誘って二人で遊びに行った。そのことを後から知ったAは、かなしい気持ちになった。

(選択肢)

- いじめだと思う
- いじめだと思わない
- わからない

質問3 もし、あなたが、いじめられたら（何度もたたかれたり、悪口を言われたり、無視されたら）、どうしますか。①あなたがしそうな行動をすべて選んで下さい

(選択肢)

- 自分から「やめてほしい」という
- 友だちに相談する
- 先生に相談する
- 保護者（家族）に相談する
- 何もしないで時間がたつのを待つ
- その他（自由回答欄）

質問3 もし、あなたが、いじめられたら（何度もたたかれたり、悪口を言われたり、無視されたら）、どうしますか。②どう解決したいか、あてはまるものをすべてをえらんでください

(選択肢)

- Bとかかわらないようにする
- Bが、いじめをしなくなれば、それでいい
- Bに、あやまってほしい
- Bを大人にしかってほしい
- その他（自由回答欄）

**質問4 「いじめ」は、された人が「イヤだ」と感じたら「いじめ」とする、というルールがあります。この考え方を「いじめ」のルールにすることについて、あなたは賛成しますか。**

(選択肢)

- 賛成する
- 反対する
- わからない
- その他 (自由回答欄)

**質問5 「いじめ」かどうかは、どのように決めるのがよいと思いますか？**

(選択肢)

- された人が「イヤだ」と感じたら「いじめ」とするのがよい
- した人が「いじめ」だと思ってやったら「いじめ」とするのがよい
- まわり (子ども) が「いじめだ」と思ったら「いじめ」とするのがよい
- まわり (先生や大人) が「いじめだ」と思ったら「いじめ」とするのがよい
- その他 (自由回答欄)

以上

## 基調報告 2

---

# 弁護士が関与した いじめ重大事態調査の実情と課題 アンケート項目及び結果

# アンケートの概要

---

調査対象 いじめ重大事態調査の調査員  
経験のある当会の弁護士

調査期間 令和7年8月～令和8年1月

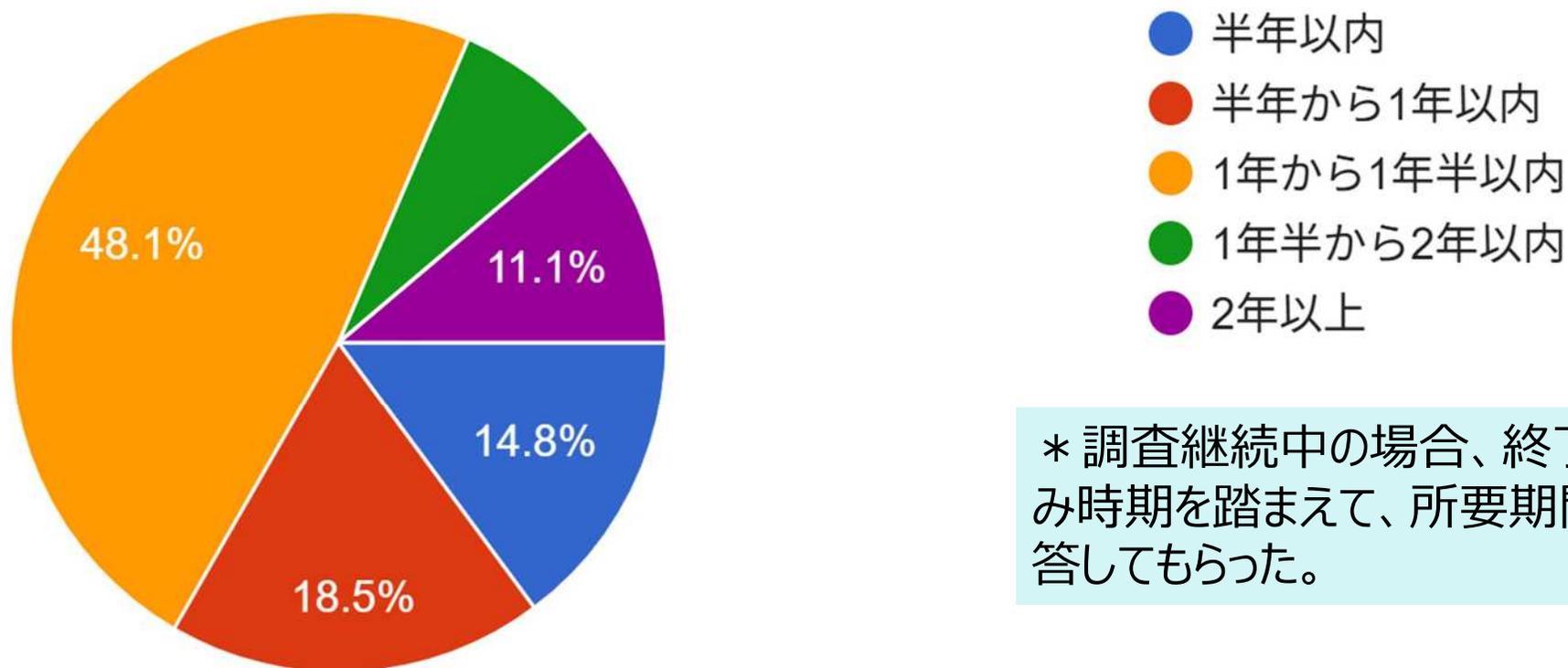
回答件数 27件

# 1 調査全般について

---

# (1) 調査に要した期間 (第一回委員会開催から報告書の完成までに要した期間)

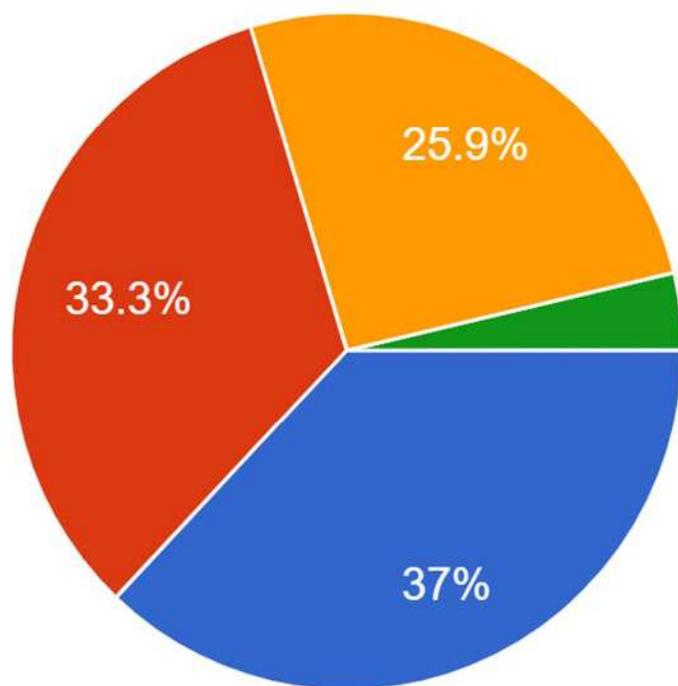
27件の回答



\* 調査継続中の場合、終了見込み時期を踏まえて、所要期間を回答してもらった。

## (2) 調査組織が設置された主体

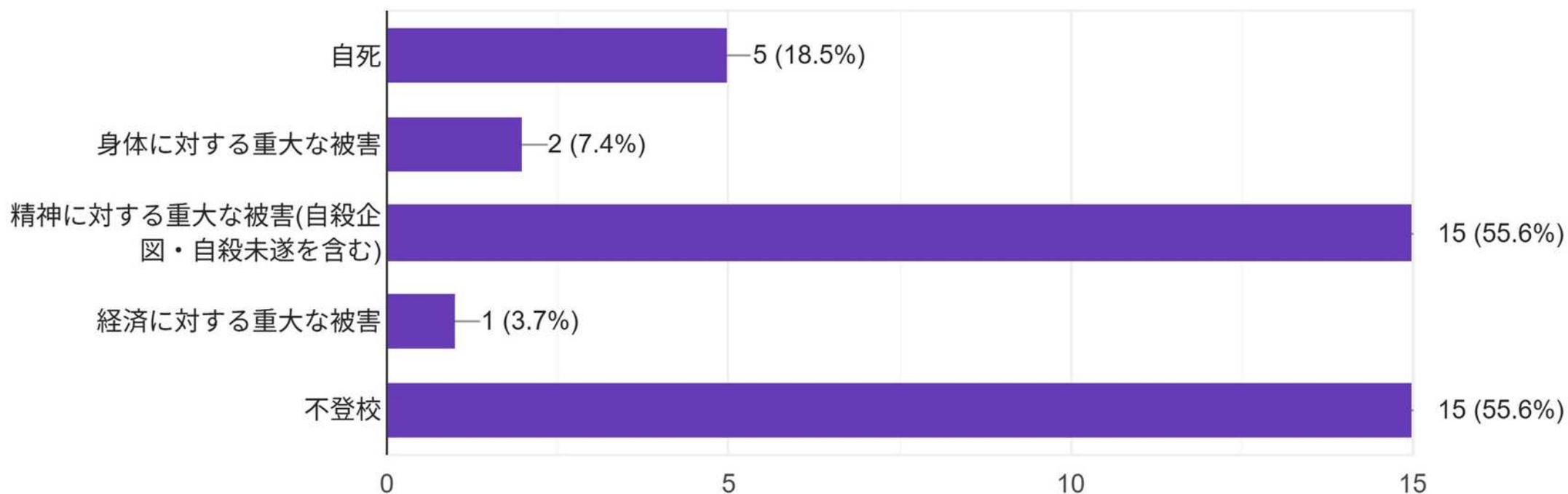
27件の回答



- 公立の学校
- 教育区委員会等の公立学校の設置者
- 私立学校・国立学校 及び当該学校の設置者
- 自治体の首長 (第30条から第32条に基づく再調査を実施する場合)

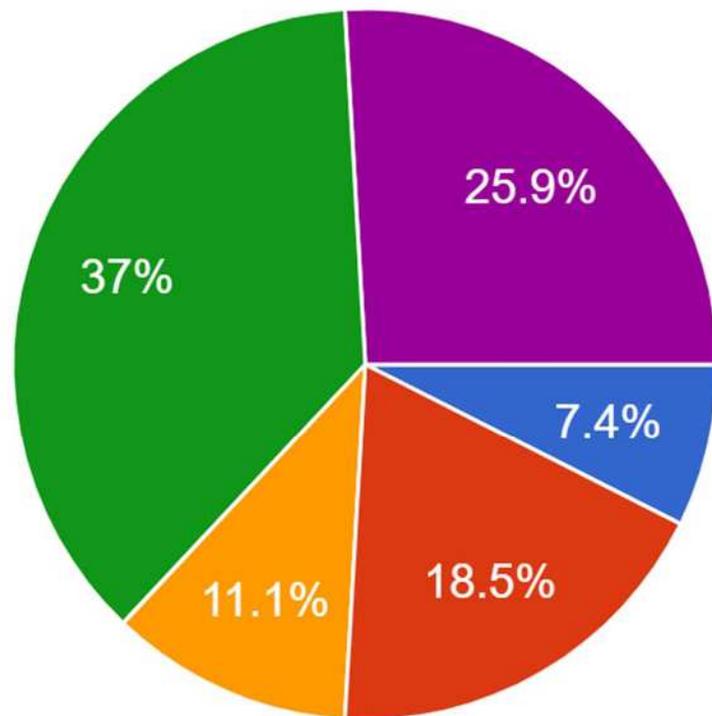
### (3) 重大事態の種別 (複数選択可)

27件の回答



#### (4) 対象児童生徒の学年（調査の対象となった行為が行われた当時の）。

27件の回答

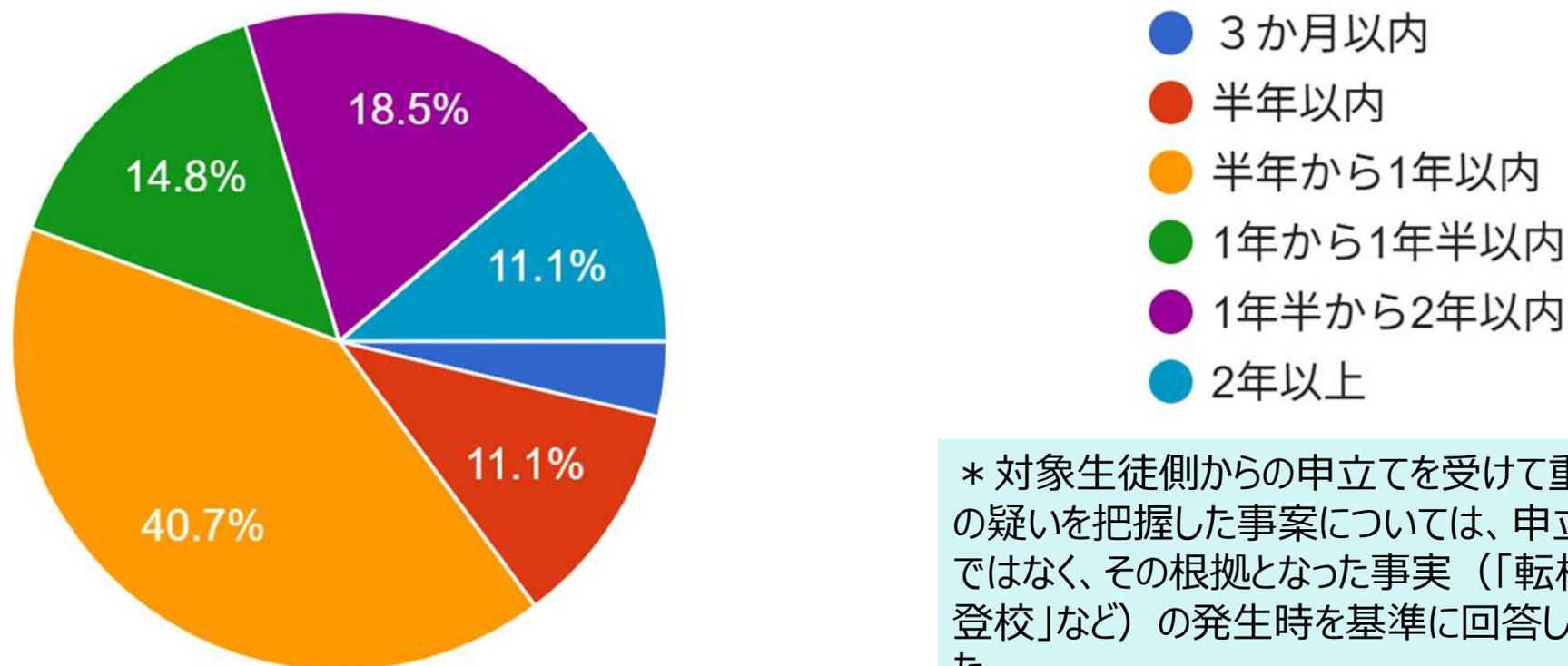


- 小学校低学年（1年生～2年生）
- 小学校中学年（3年生～4年生）
- 小学校高学年（5年生～6年生）
- 中学生
- 高校生

\* 複数・長期にわたる行為が問題となっている場合、特に中心となった行為もあった時期を回答してもらった。

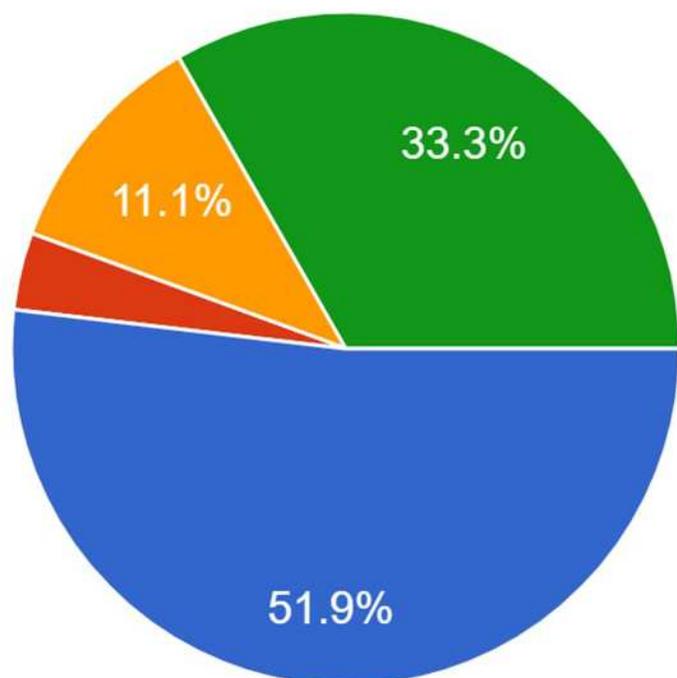
## (5) いじめ重大事態疑いにあたる事実の発生から、第1回調査委員会が始まるまでに、要した期間

27件の回答



## (6) 調査組織の調査委員の構成

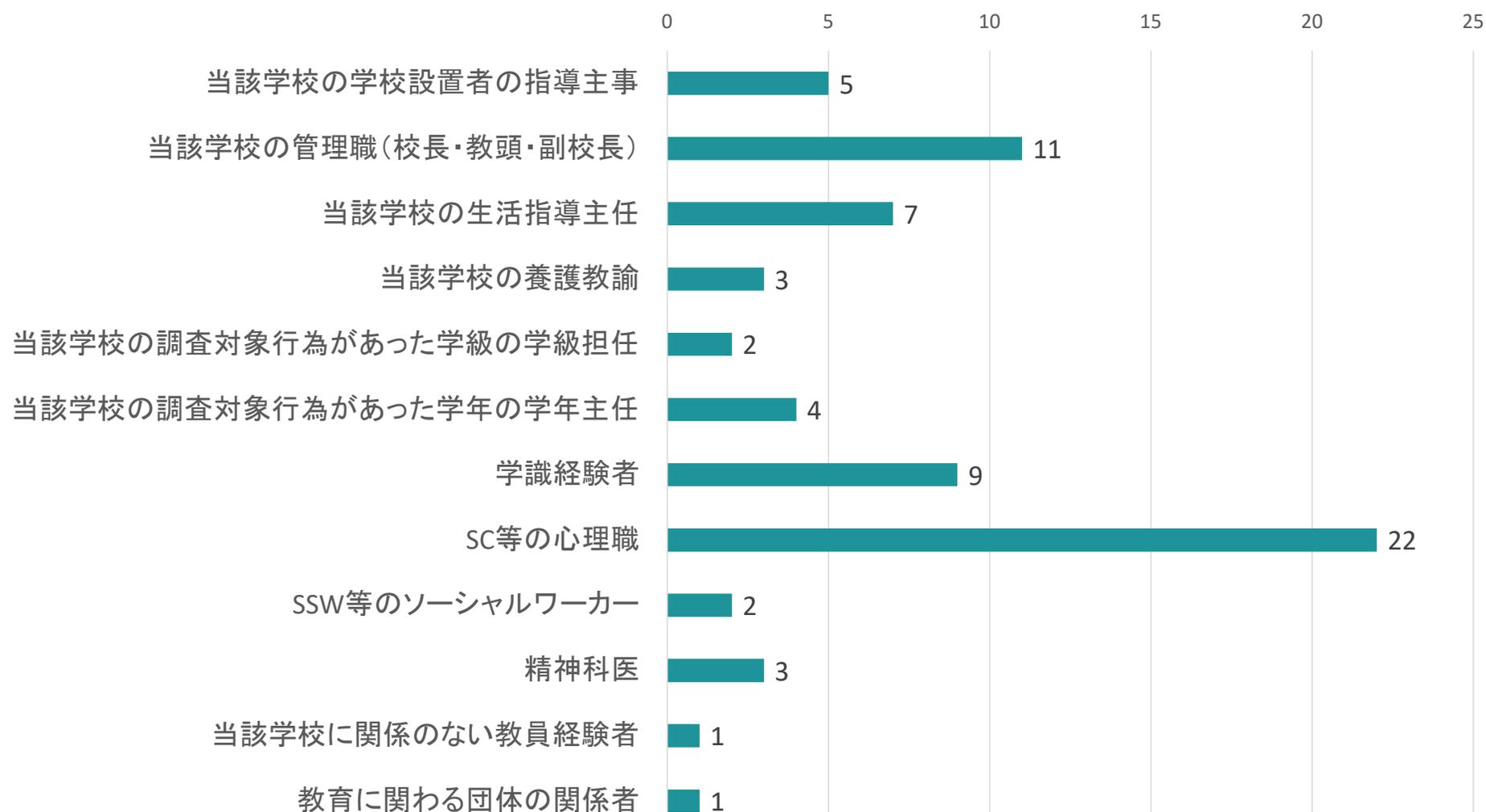
27件の回答



- 第三者性・専門性を備えた委員のみ
- 第三者性のない専門家委員 (スクールロイヤーなど日常的に助言をする立場の専門家) と、第三者性・専門性を備えた委員
- 学校関係者を中心として組織に、弁護士として指導的に関与
- 学校関係者と第三者性・専門性を備えた専門家の共同体制

\* 事務局として、学校や学校設置者の職員が関与していた場合、これらの職員は構成員には含まれないものとして回答してもらった。

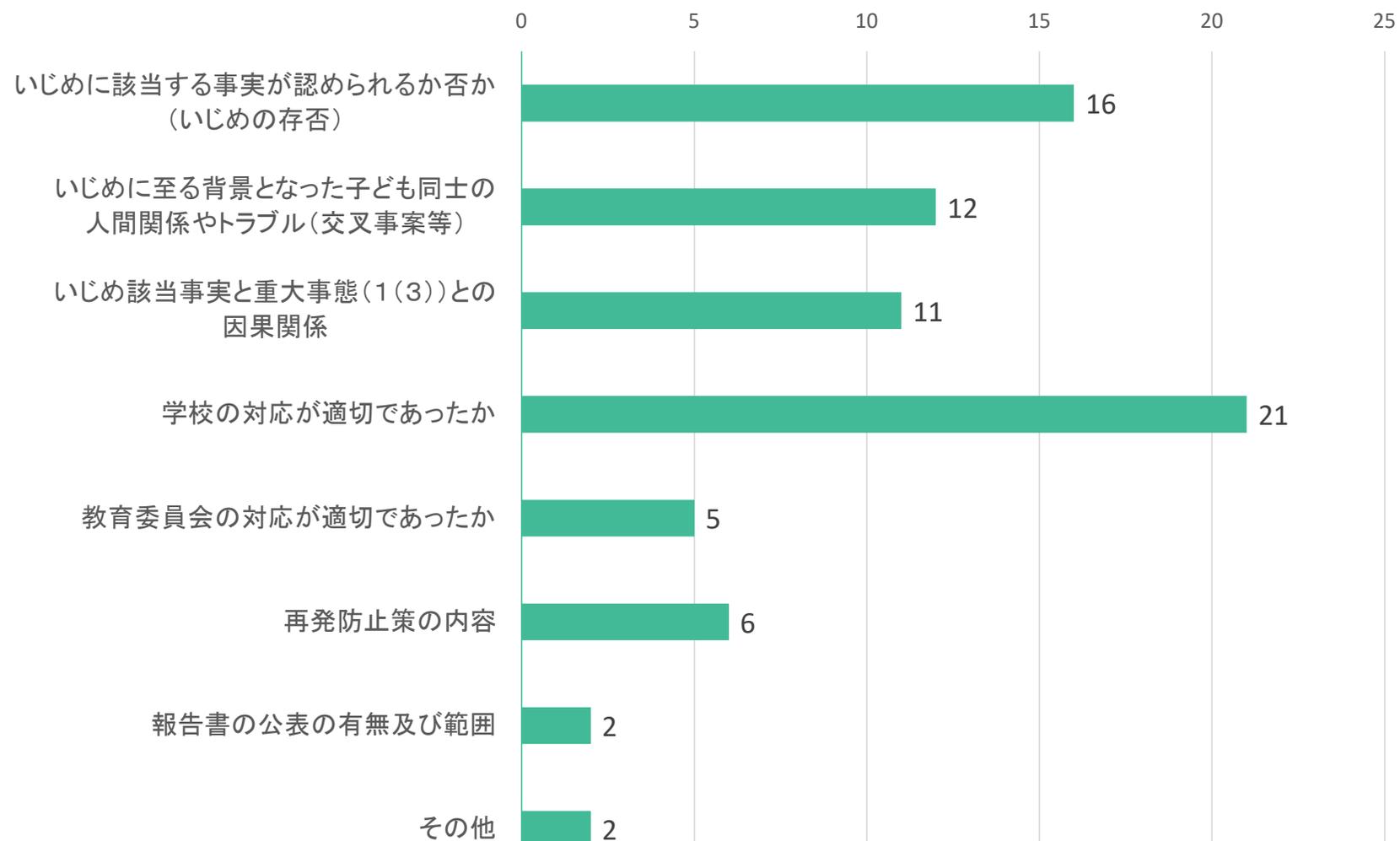
## (7) 弁護士以外に、どのような職員・専門職が調査に関与したか (複数回答可)



# 2 主たる課題

---

## 当該事案について問題となった主たる課題（複数回答可）

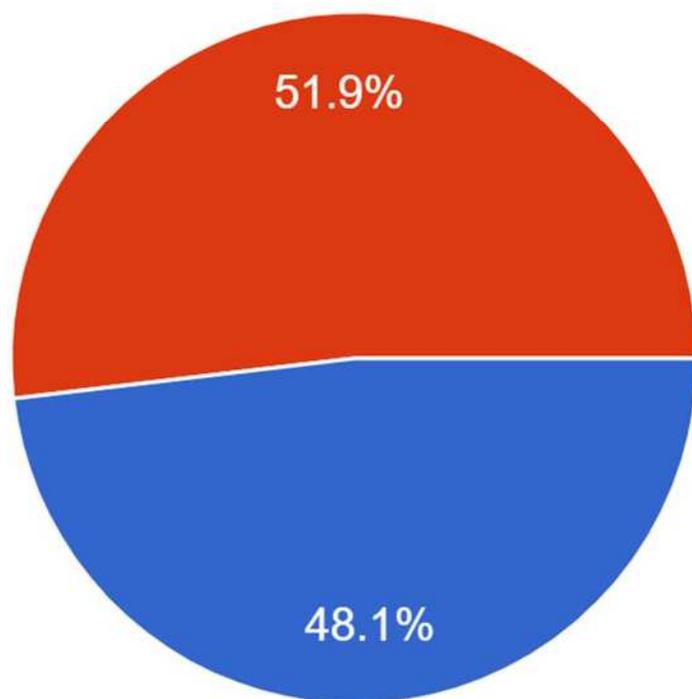


# 3 対象児童・生徒側

---

# (1) 対象児童・生徒本人に対して、直接ヒアリングを実施することができたか

27件の回答

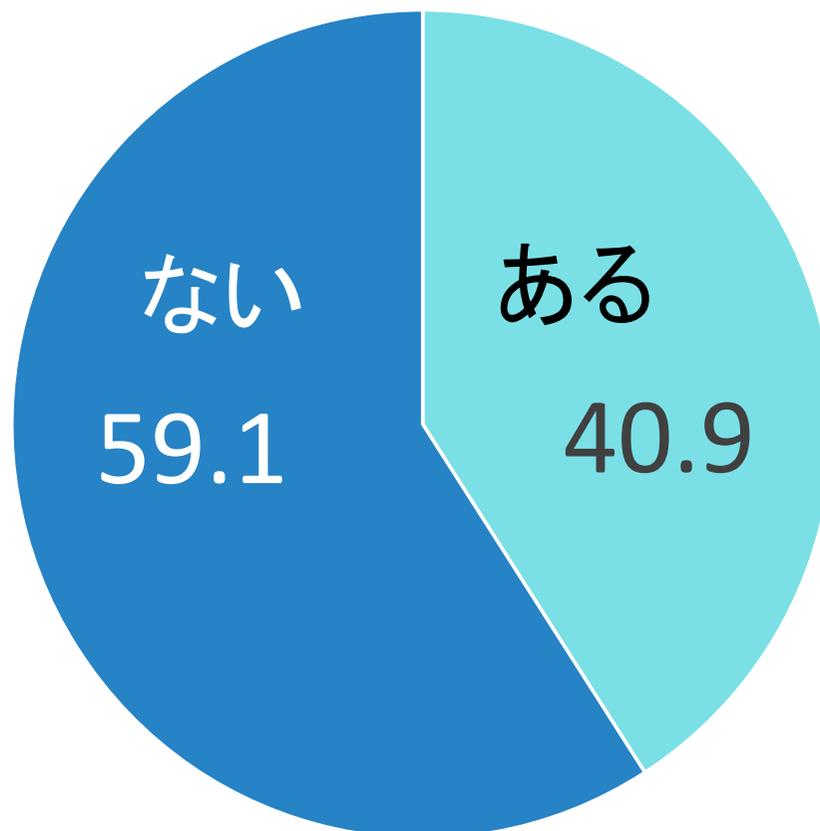


- 話を聴くことができた
- 話を聴くことができなかった

\* ただし、自死事案のために、話ができなかった事案が、27件中5件

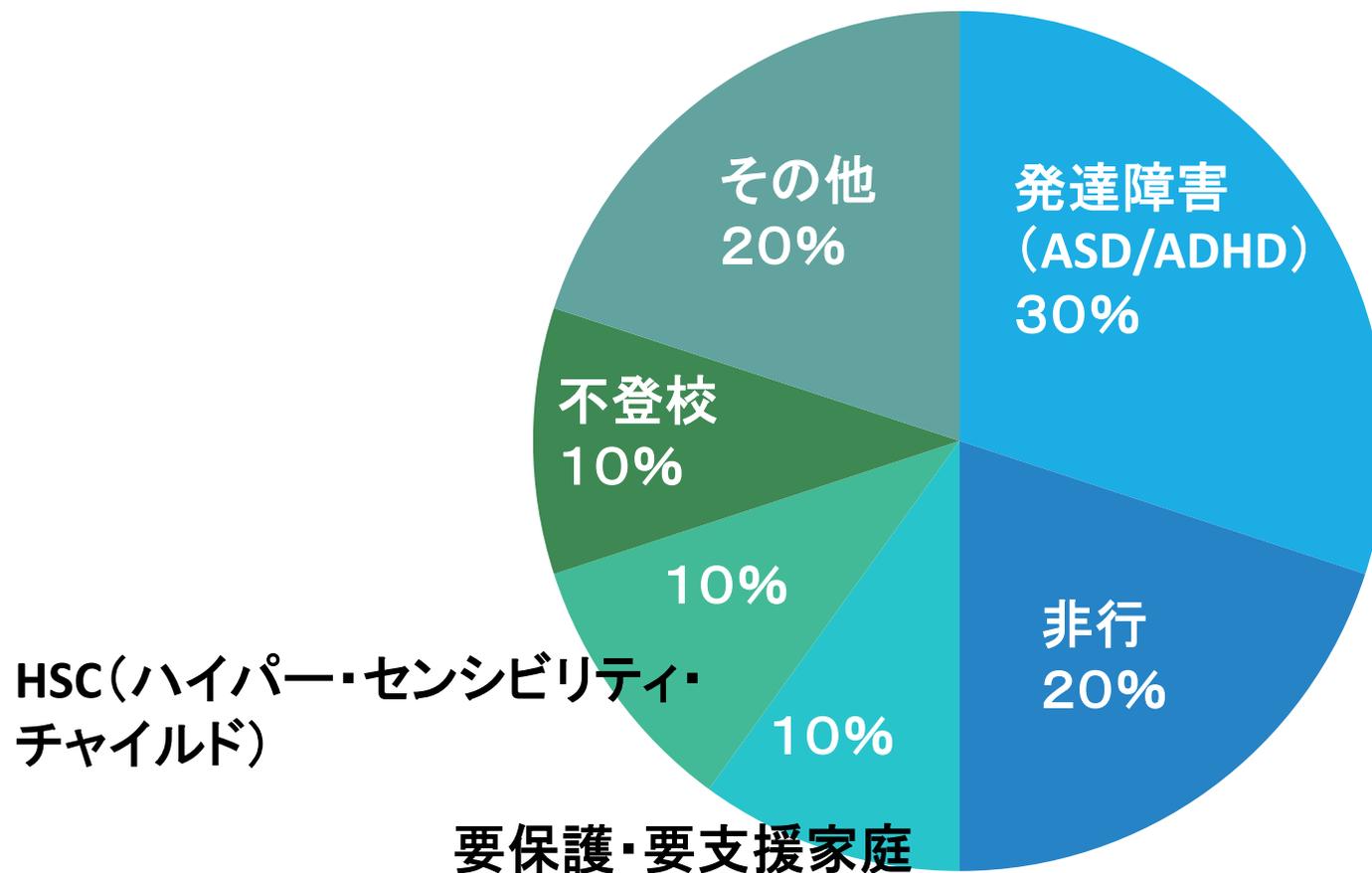
(2) 支援や配慮を要する具体的な困難・課題の有無 (複数回答可)

22件の回答



## (2) 支援や配慮を要する具体的な困難・課題の内容 (複数回答可)

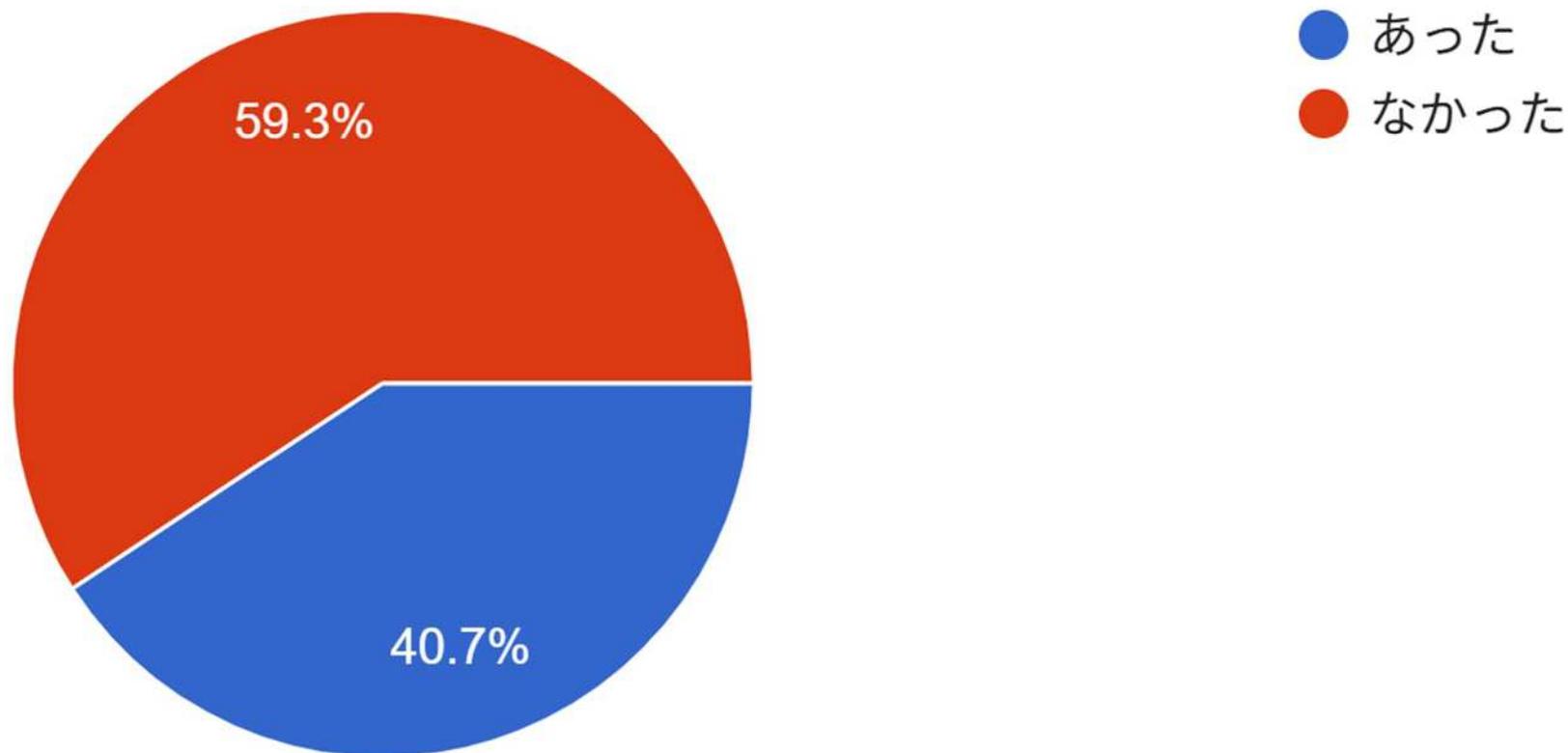
困難・課題が「ある」と回答したものの内容



\* 回答に当たっては、調査対象行為の発生以前からの不登校傾向、診断書の提出や通級等の利用、支援の配置、合理的配慮要請など、客観的な事実・経緯を踏まえて回答してもらった。

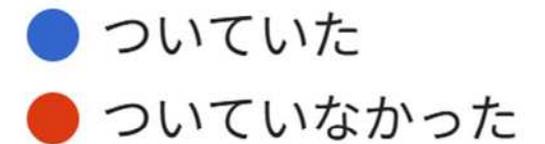
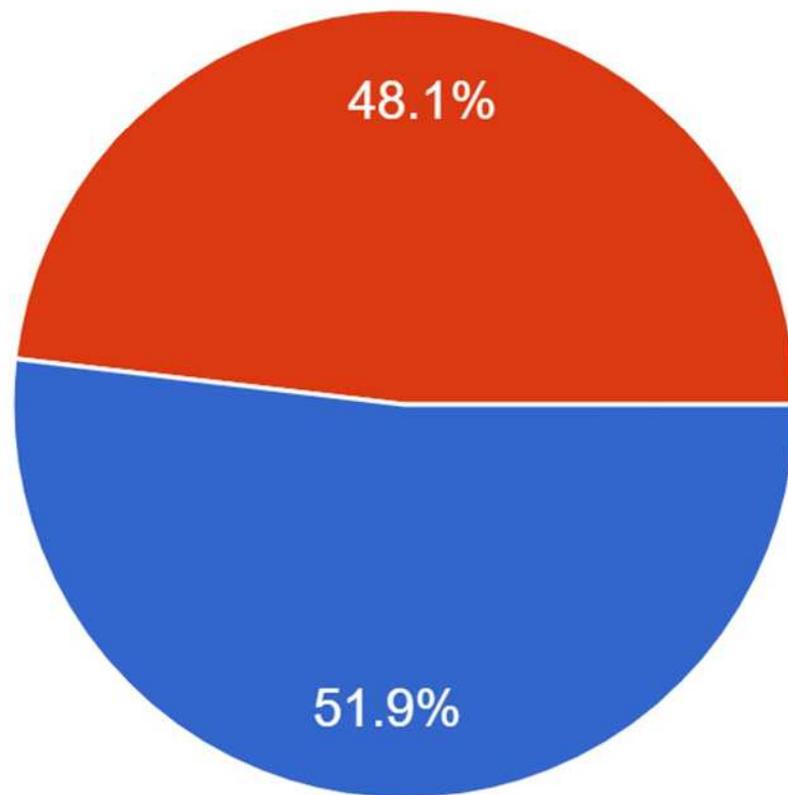
(3)対象生徒側(本人・保護者を含む)と調査委員会との間で、意思疎通や連携に関し、課題があったか。

27件の回答



(4) 対象生徒側に代理人弁護士がついていたか。

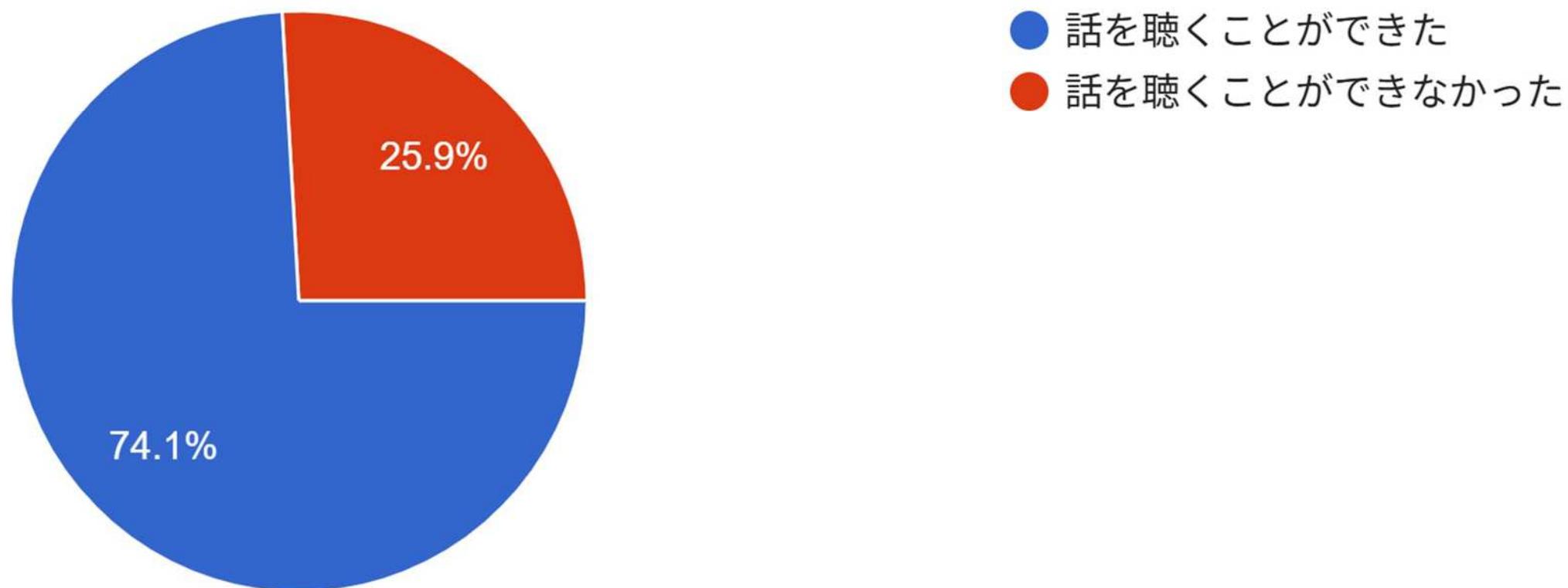
27件の回答



# 4 關係児童・生徒側

---

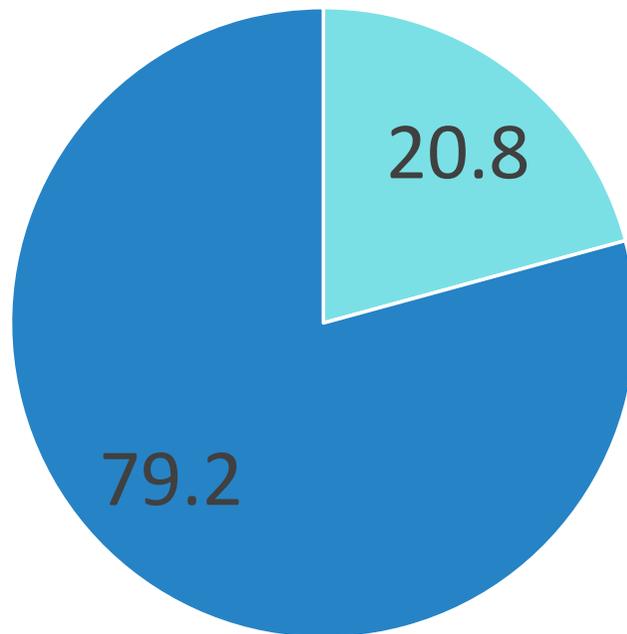
(1) 関係児童・生徒本人に対して、直接ヒアリングを実施することができたか  
27件の回答



## (2) 支援や配慮を要する具体的な困難・課題の有無（複数回答可）

24件の回答

困難・課題の有無



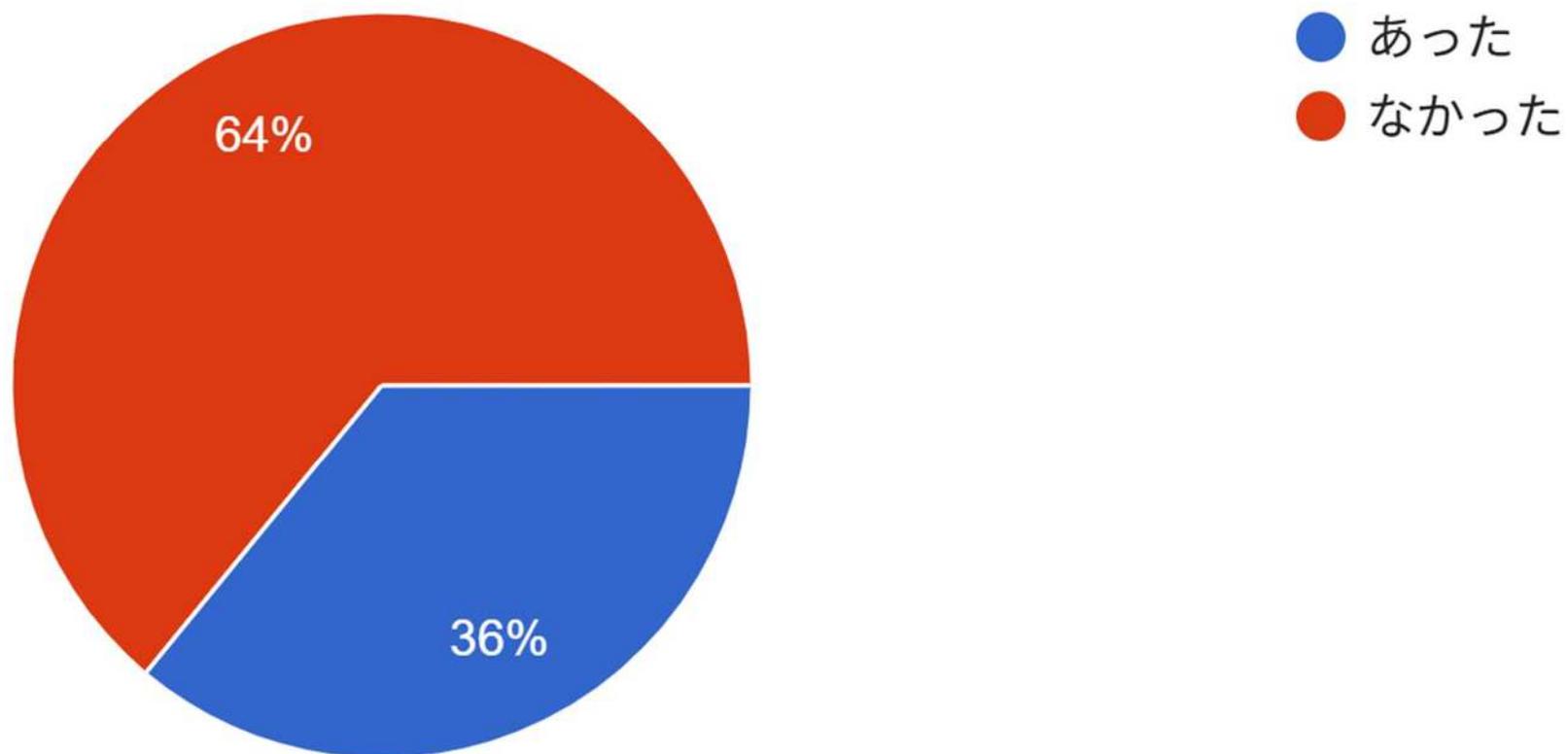
■ ある ■ ない

\* 回答に当たっては、調査対象行為の発生以前からの不登校傾向診断書の提出や通級等の利用、支援の配置、合理的配慮要請などの客観的な事実・経緯を踏まえて回答してもらった。

困難・課題の内容は、発達障害（ASD/ADHD）、非行、不登校などであった。

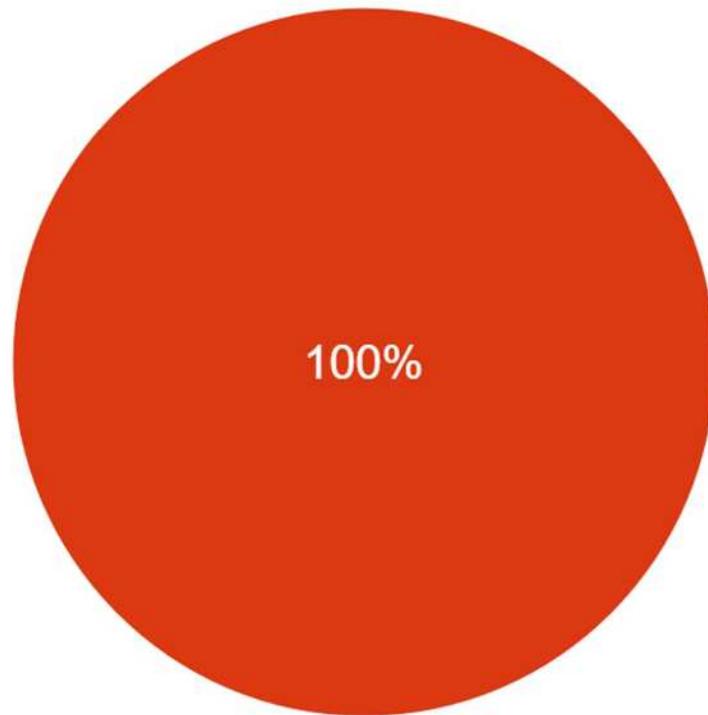
(3) 関係生徒側（本人・保護者を含む）と調査委員会との間で、意思疎通や連携に関し、課題があったか。

25件の回答



(4) 関係生徒側に代理人弁護士がついていたか。

25件の回答



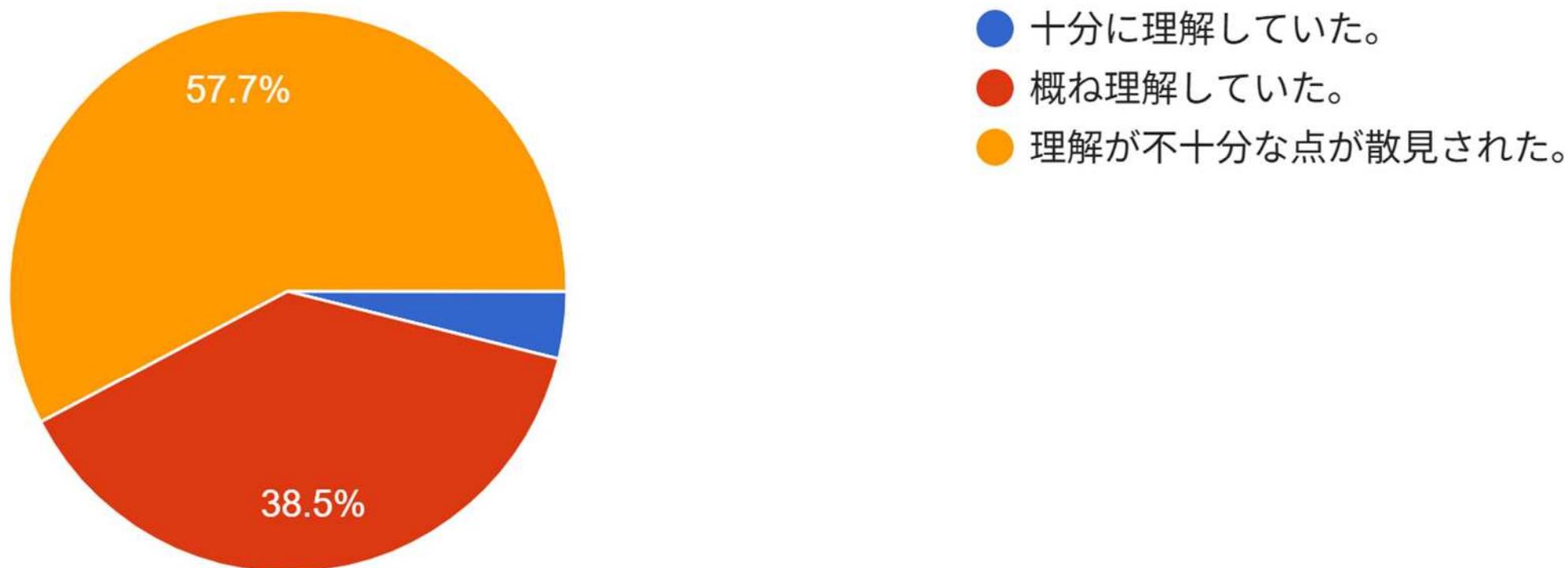
- ついていた
- ついていなかった

# 5 対象となった学校との 関係

---

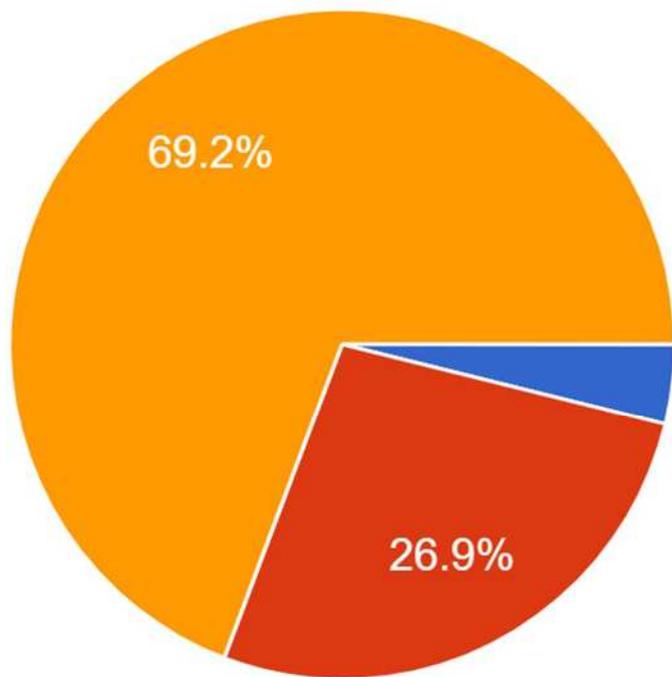
(1) 調査対象行為に直接関係していた教職員は、いじめ防止対策推進法（定義や学校が採るべき措置等）について、どの程度理解していたか。

26件の回答



(2) 学校は、調査対象行為に対して、いじめ防止法の求める組織的な措置を適切に実施していたか。

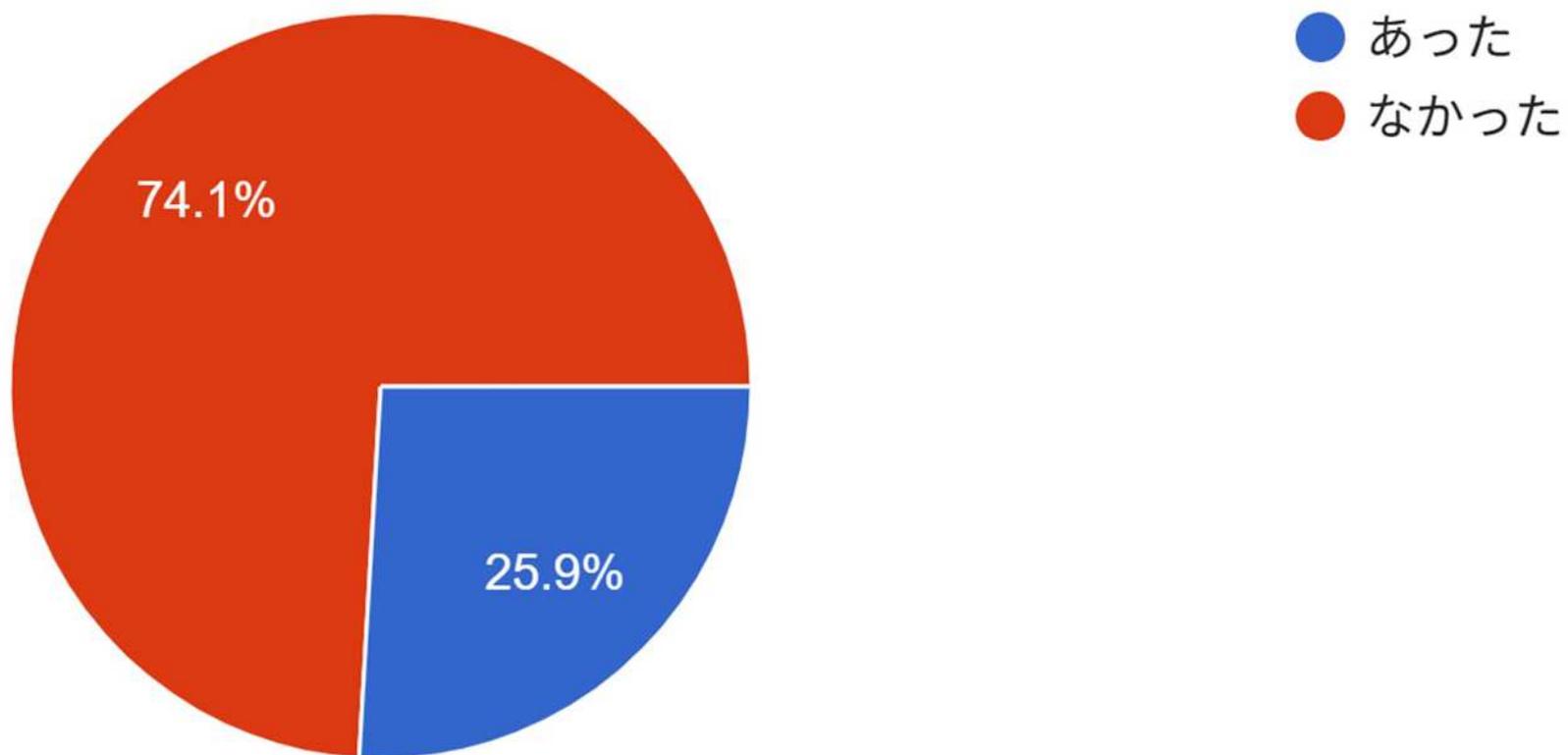
26件の回答



- 組織的に十分な対応がされていた
- 概ね対応されていたが、一部不十分な面があった。
- 不十分な点が散見された。

(3) 重大事態調査を進める上で、学校関係者との連携に関し課題があったか。

27件の回答

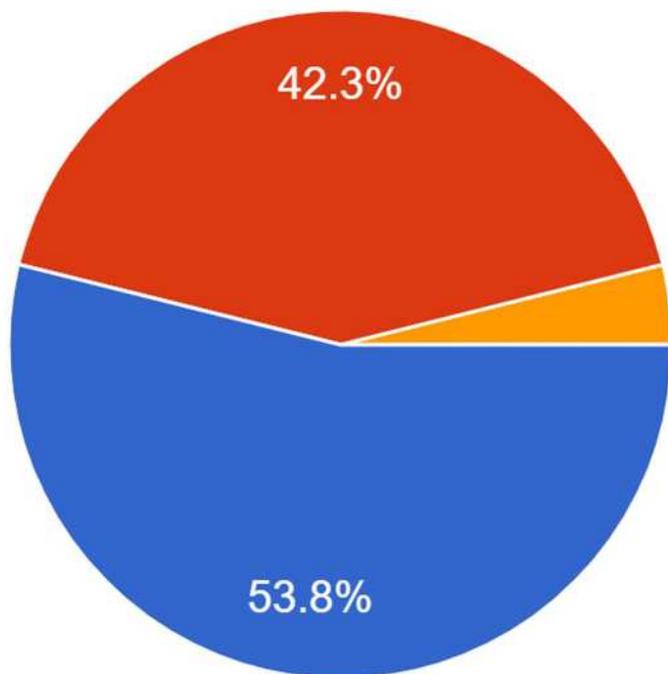


# 6 他職種の調査委員 との連携

---

## (1) 弁護士以外の専門家委員との調査実務の分担の状況

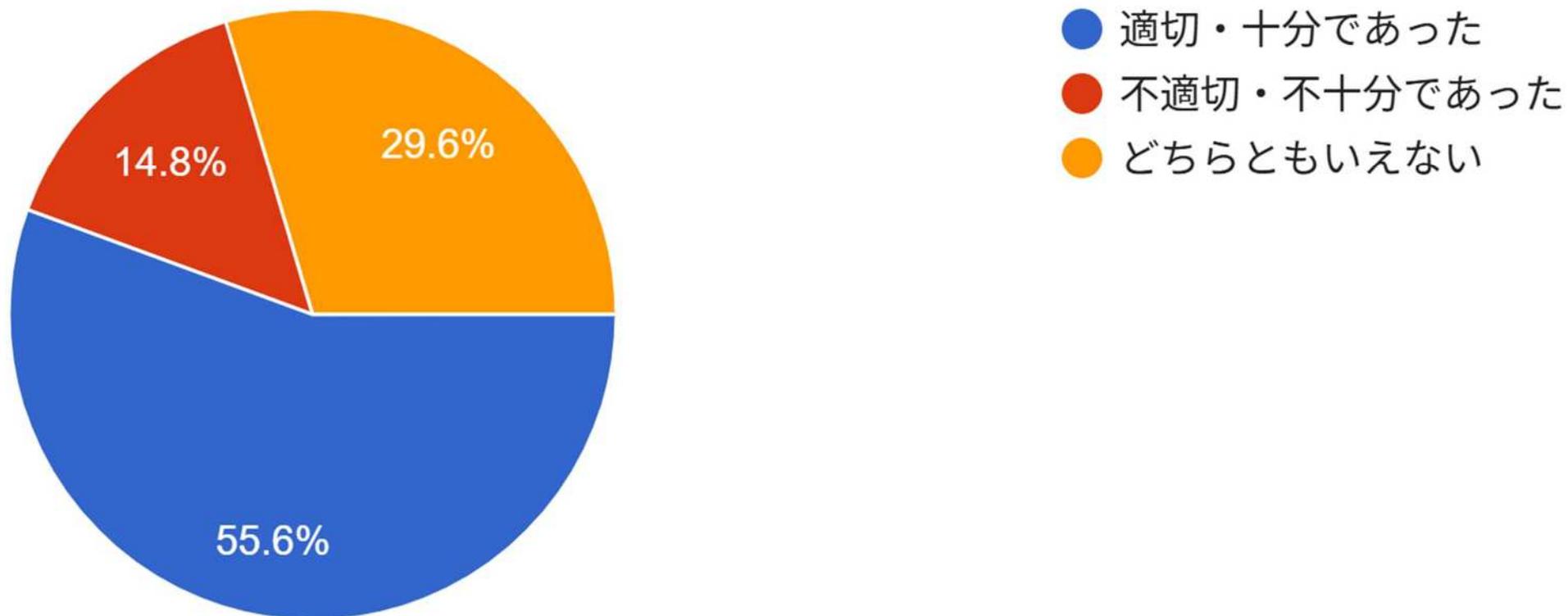
26件の回答



- 弁護士委員が、調査活動に伴う実務の大半を担った（負担が偏っていた）
- 他の専門家との間で、調査活動に伴う実務を相応に分担することができた
- 他の専門家や事務局が調査実務の大半を担った

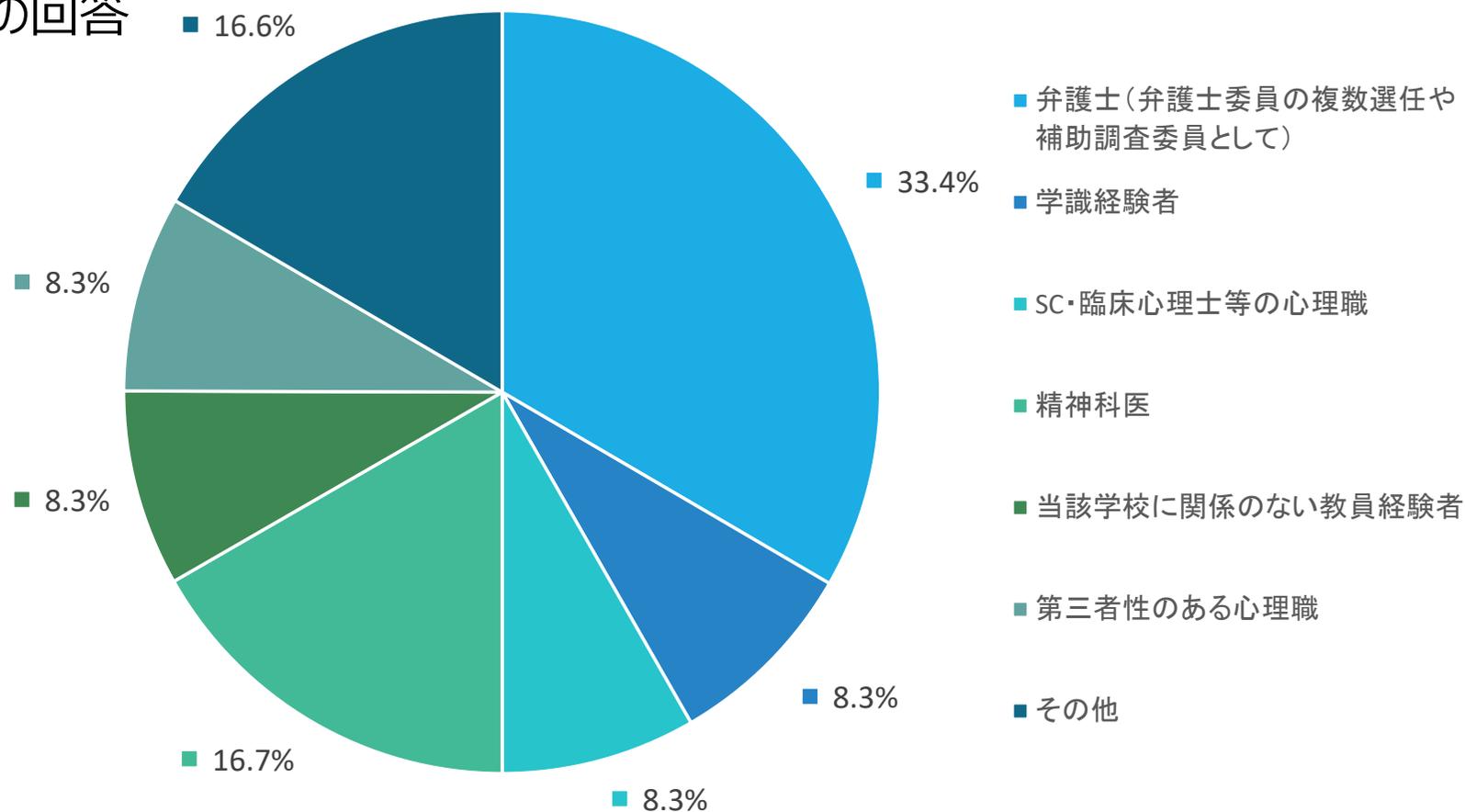
(2) 調査組織の構成員は、事案の特性に照らして、適切・十分であったか。

27件の回答



### (3) ほかにどのような専門職が、調査に参画すればよかったか。

1 2 件の回答



# 7 調査対象となった 「いじめ」の実態

---

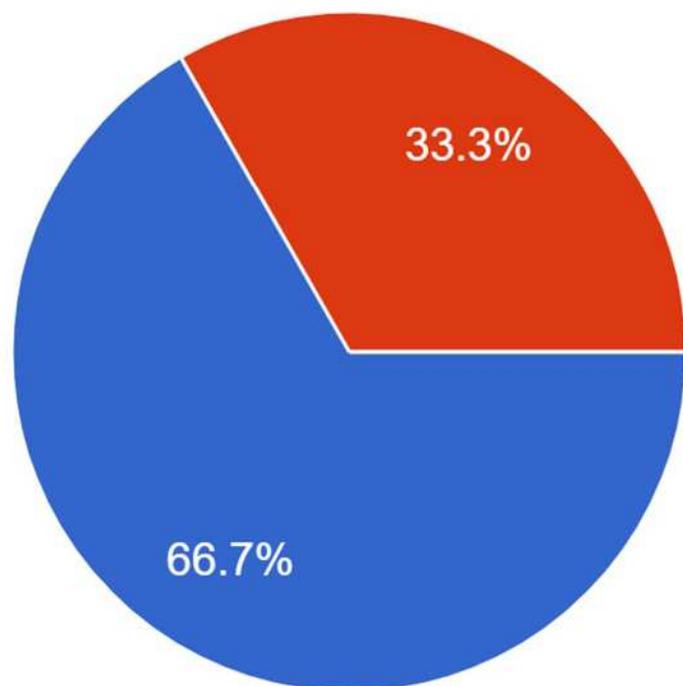
日弁連の「いじめ防止対策推進法『3年後見直し』に関する意見書」（2018年1月18日付）で示された、いじめの定義規定の改正案に当たるか

# 「いじめ防止対策推進法『3年後見直し』に関する意見書」(2018年1月18日付)

- ◆いじめの定義第2条第1項を次のとおり改正すべきである。
- ◆この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心身の苦痛を与え、又は与えると認められる行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為を行った状況において、当該行為を行った児童等が当該行為の対象となった児童等に対して**心理的又は物理的に優位である**とともに、当該行為の性質及び態様等に照らし、当該行為の対象となった児童等の**尊厳を侵害すると認められるもの**をいう。

最終的に確認されたいじめ該当事実は、日弁連意見書のいじめの定義の改正案に当たるものであったか。

27件の回答



- あてはまった (あてはまる行為があった)
- あてはまらなかった

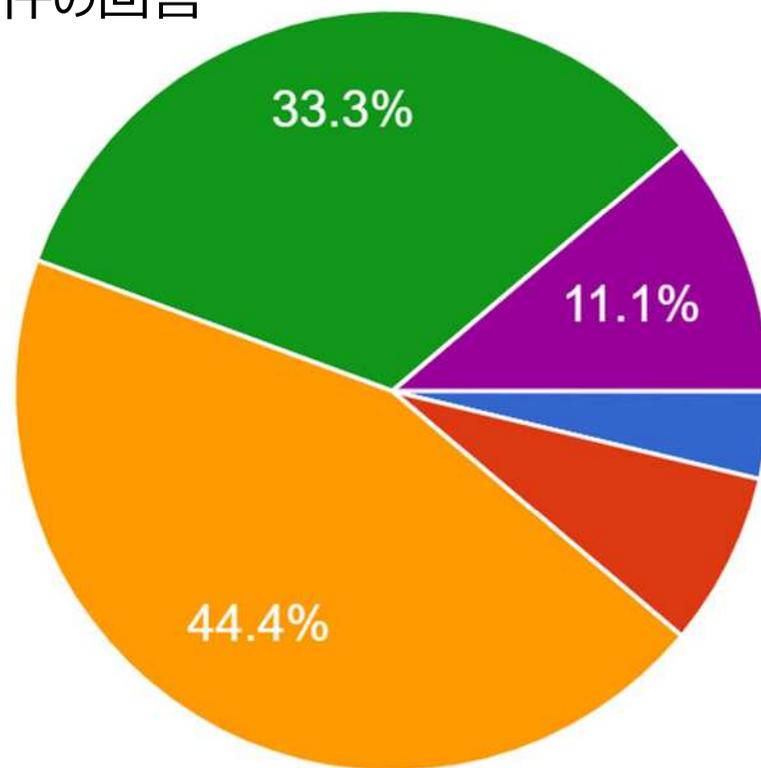
\* いじめとされた行為が複数ある場合、主に問題となった出来事に関して回答してもらった。

# 8 子ども権利擁護の 視点から

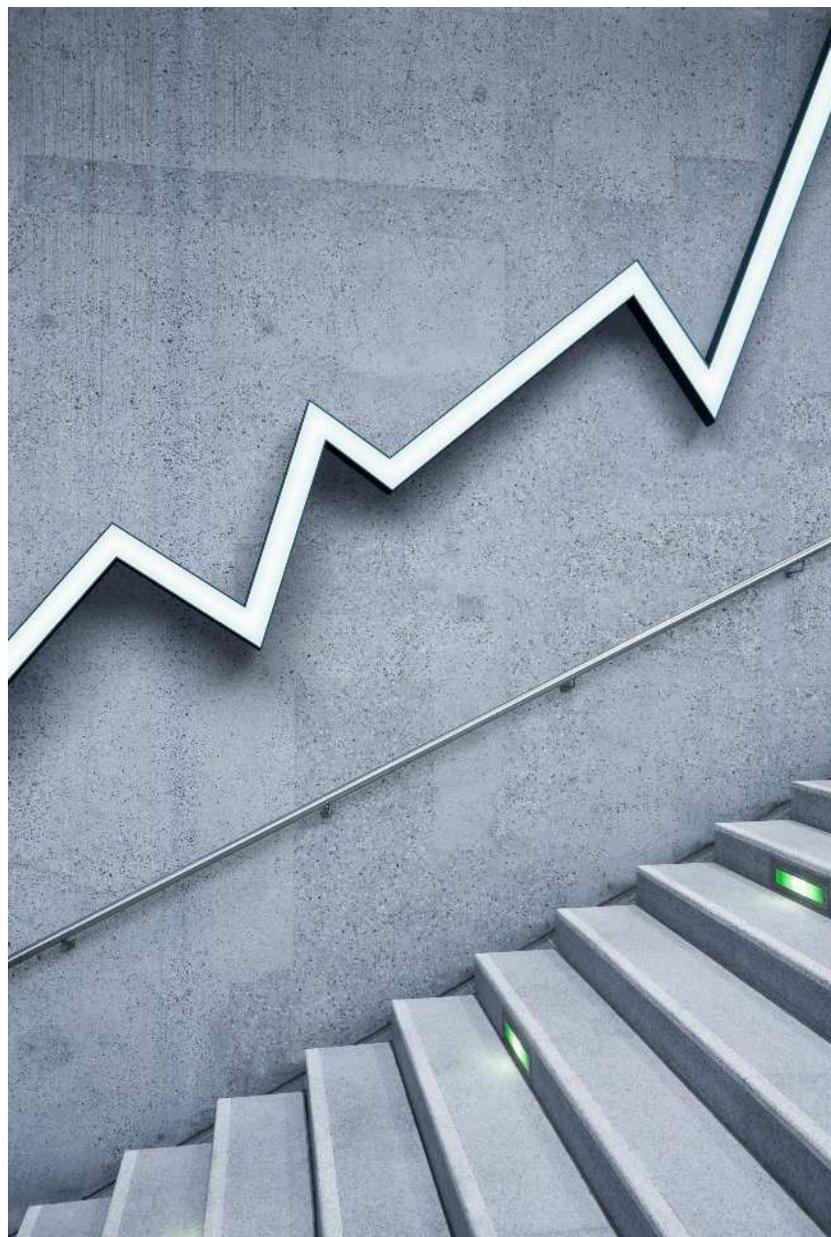
---

当該ケースの重大事態調査活動は、関係する子どもたちの権利擁護（意見表明権や、成長発達権）を促進するために、有益な活動であったか。

27件の回答



- 大いにそう思う
- そう思う
- わからない
- あまり思わない
- まったく思わない



# 東京弁護士会シンポジウム

(2026/2/28)

## 子ども中心のいじめ解決へ向けて

～ 学校における事例から考える ～

帝京大学大学院 教職研究科  
教授 建部 豊

## 【ケース】

中学1年生の生徒Aが「クラスの生徒全員から無視されている気がする」と学級担任に訴えがあった。学級担任は学級委員を含め数名に確認したが、学級全体で無視をしているという事実は確認できなかった。

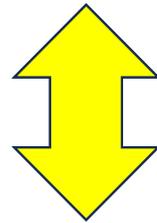
学級担任からAへは「学級委員にも確認したが、無視をしていることはないので、あまり気にしない方がいいよ」と伝えた。Aはうなずいて聞いていた。

その翌日からAは学校を休み始めた。3日後、保護者から校長に対して「これはいじめの重大事態ではないか、至急調査をしてほしい」との訴えがあった。

# 「無視をした」をどう事実確認するか

## 【他の生徒】

「無視した人はいるかもしれないが自分は関係ない」  
「その生徒が勝手に思い込んでいるだけではないか」



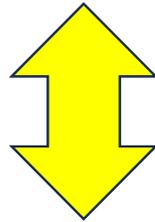
## 【訴えた生徒】

「みんなで口裏を合わせている」  
「事実が確認できなければ学校へは行けない」

Aとの間に  
心理的距離感が  
生じる可能性も

# 重大事態の受け止め方のずれ

【保護者】 子どもの事が心配、きちんと向き合ってほしい



【学校】 できれば重大事態にはしたくない

重大な事として  
受けとめてほしい

**訴えた生徒の状況をどう認識するのか？**

## 本日私からの問題提起

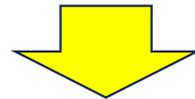
「いじめは絶対に許さない」

「いじめゼロ」

「いじめは犯罪です」

「いじめ」が社会からの強い非難対象であるため、逆に大人が「いじめ」という言葉を使うことで、子どもたちが「いじめ」という言葉に対して防衛的になるなどして、本音を引き出しにくい現状があるのではないか？

強いスローガンによる抑止効果があるものの、  
副作用としての規範的圧力を生んではいないか



言葉の言い換えによるアプローチの必要性

めあて

ストレスへのさまざまな対処法について学ぼう。

自分一人で対処する方法

友達や周囲の人の手助けを受けて対処する方法

原因に対処する

自分の気持ちを相手に伝える

原因を調べて解決する

解決方法を相談者に教えてもらう

④ 相談する

考えを整理する  
前向きになる  
すっきりする

いい面を考える

- ② 人と物にあたる
- ② 女子きなことをする
- ③ 5秒間深呼吸
- ④ ベットで癒される
- ⑧ 寝る
- ⑦ ストレスの原因を教習する
- ⑦ 体を動かす
- ⑧ 楽しい事をする
- ⑥ TikTokを観る
- ⑤ ゲームをする
- ⑤ 一人時間を過ごす
- ⑦ ベットの辺りを見る
- 「なんとかかなる」と

- ⑤ 物にあたる
- ① 物を破壊する
- ③ 3ギボリーやつあたり
- ④ 寝る
- ① えんぴつをみる
- ① 物にあたる
- ⑥ 物を壊す
- ③ まくらをなぐる

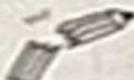
受け止め方を見直す  
自分の気持ちを変え

⑤ 物にあたる

① 物を破壊する。

③ ヨギホーにやつあたり

④ 寝る。

① えんぴつをある。 

① 物にあたる。

⑥ 物を壊す

③ まくらをなぐる

# パネルディスカッション

埼玉医科大学

桑原 齊

2026年2月28日

# I 心の傷つきに対するケアの在り方

- 「いじめ事案の中には、（子ども自身がしんどさや辛さを表明していても、）周囲の大人は良かれと思って、部活動や受験勉強に取り組ませたり、子ども自身にいじめと対峙するように促すなどの働きかけをする例（があり、かえって状況が悪化しているように見える事案があります。）」

# I 心の傷つきに対するケアの在り方

- 精神疾患 1 : ストレス関連
- ① 適応反応症
  - はっきりと確認できるストレス因に反応して、情動面または行動面の症状が出現
  - 治療はストレス因の除去、6ヶ月以内に回復
- ② 心的外傷後ストレス症 (Post Traumatic Stress Disorder: PTSD)
  - A 実際にまたは危うく死ぬ、重傷を負う、性的暴力を受ける出来事
  - B 侵入症状
  - C 持続的回避
  - D 認知と気分の陰性の陰性の変化
  - E 覚醒度と反応性の著しい変化
  - ストレス因の除去後も症状は残存、治療が必要 (心理療法 : 「安全を保証」した計画的な曝露)

# I 心の傷つきに対するケアの在り方

- 精神疾患2：情動関連
  - 不安症                               : 不安
  - うつ病                                : 悲しみ
  - 反抗挑発症                         : 怒り
    - 一定の基準を満たすと：適応反応症から移行（原因は問わない）
    - ストレス因の除去後も症状は残存、治療が必要（心理療法、薬物療法）
    - 学校での活動範囲は、治療状況に応じて時に医師は制限するし、拡大もする
- 精神疾患3：「発達障がい」
  - 神経発達症は他の精神疾患と併存することが多い
  - 神経発達症は「II 発達障がいの特性のある子どもが関係する事案への対応の在り方」で説明

# I 心の傷つきに対するケアの在り方

- いじめ防止対策推進法第二条（定義）

- 「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

- いじめ防止対策推進法第二十三条（いじめに対する措置）

- 「3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」

- \* 「心の傷つき」に対するケアの在り方

- 精神疾患には医学的な対応があり、スクリーニングが必要：「専門的な知識を有する者」（SC・SSW）
- それ以外の「心の傷つき」は学校関係者が教育学・心理学・福祉学の範囲で対応するのだろう

# I 心の傷つきに対するケアの在り方

- 「各国では、いじめに当たる行為をした者に対し、具体的な社会的制裁を科すことが予定されているため厳格な基準を採用したといえます。他方で、日本では子ども同士のトラブルで傷ついた子どもがいたら、早期に発見して支援を開始することを主眼としていると言えます。」
  - 同じ学校の子ども同士の「揉め事」による「悩み事」：「深刻」？
  - 「悩み事」の深刻さ、精神疾患と「心の傷つき」
  - 「揉め事」の深刻さ、犯罪行為といじめ行為

# I 心の傷つきに対するケアの在り方

- いじめ防止対策推進法第二十三条（いじめに対する措置）
  - 「6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」
- 心的外傷後ストレス症（Post Traumatic Stress Disorder: PTSD）
  - A 実際にまたは危うく死ぬ、重傷を負う、性的暴力を受ける出来事
  - ストレス因の除去後も症状は残存、治療が必要（心理療法：「安全を保証」した計画的な曝露）
- \* 犯罪行為（触法行為）といじめ行為を区別した方が良いのでは？
  - 犯罪行為（触法行為）は警察、児童相談所、家庭裁判所マター：権限のない学校に再犯防止の責任を負わせるのは重いのでは？
  - いじめ行為は学校がいじめ防止対策推進法の範囲でいじめの事案として対応
  - ストレス因の除去に加えて、医療機関はPTSD治療のために学校生活の「安全を保証」したい

## Ⅱ 発達障がいのある子どもが関係する事案への対応の在り方

- 神経発達症

- 自閉スペクトラム症（ASD）

- ① 社会的コミュニケーションの障害
- ② 限定された反復的な行動様式
- 環境調整（教職員による合理的配慮、特別支援学級）、教育（通級指導教室など社会学習の機会）

- 注意欠如多動症（ADHD）

- ① 不注意
- ② 多動性-衝動性
- 薬物療法、環境調整（教職員による合理的配慮）

- 知的発達症

- ①  $\leq \text{IQ } 70 \pm 5$
- ② 適応機能の障害
- 環境調整（特別支援学級）

- その他：限局性学習症（SLD）、コミュニケーション症、運動症

## Ⅱ 発達障がいの特性のある子どもが関係する事案への対応の在り方

- 事案1 被害者となる場合、周囲の子どもたちから受け入れられにくいコミュニケーションスタイルに教職員自身も目が向いてしまい、いじめによる傷つきを軽視してしまう
  - いじめ防止対策推進法第二条（定義）
    - 「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」
  - \* 神経発達症は自分の感情を認識、理解、言語化しにくいことがある
    - 心身の苦痛を感じていない場合は、いじめの定義に合致しない
    - 本人の訴えがなくても学校が暴行等、非親告罪の犯罪行為（触法行為）を把握したなら、犯罪行為（触法行為）として対応しても良いのでは？
  - \* 神経発達症は対人過敏、誤解、被害的認識もあり得る
    - 心理的又は物理的な影響を与える行為がで心身の苦痛を感じるなら、いじめの定義に合致する
    - いじめ行為が「深刻」「継続性」「一方的」「攻撃」でなくても、精神疾患を併発することが稀ではない。

## Ⅱ 発達障がいの特性のある子どもが関係する事案への対応の在り方

- 事案1 被害者となる場合、周囲の子どもたちから受け入れられにくいコミュニケーションスタイルに教職員自身も目が向いてしまい、いじめによる傷つきを軽視してしまう
  - いじめ防止対策推進法第二十三条（いじめに対する措置）
    - 「3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」
  - 障害者差別解消法第七条2、第八条2（合理的な配慮）
- \* 神経発達症に配慮したコミュニケーションを教職員が行うことで意思疎通
  - 診断されているなら合理的な配慮は義務：「専門的な知識を有する者」（SC・SSW）
  - 診断されていなくてもユニバーサルデザインの範囲で配慮できるが義務はなし

## Ⅱ 発達障がいの特性のある子どもが関係する事案への対応の在り方

- 事案2 加害者となる場合、発達特性を無視して、闇雲にその都度しかり、本人の自己肯定感を傷つけてしまう例や、逆に、「仕方がない」と周囲の子どもに我慢を強いてしまい、ますます周囲の子どもから疎まれる結果となる
  - いじめ防止対策推進法第二十三条（いじめに対する措置）
    - 「3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」
  - 障害者差別解消法第七条2、第八条2（合理的な配慮）
- \* 神経発達症に配慮したコミュニケーションを教職員が行うことで意思疎通
  - 診断されているなら合理的な配慮は義務：「専門的な知識を有する者」（SC・SSW）
  - 診断されていなくてもユニバーサルデザインの範囲で配慮できるが義務はなし

## Ⅱ 発達障がいの特性のある子どもが関係する事案への対応の在り方

- 事案2 加害者となる場合、発達特性を無視して、闇雲にその都度しかり、本人の自己肯定感を傷つけてしまう例や、逆に、「仕方がない」と周囲の子どもに我慢を強いてしまい、ますます周囲の子どもから疎まれる結果となる
  - いじめ防止対策推進法第二十三条（いじめに対する措置）
    - 「4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。」
- \* 指導してもいじめ行為が継続するならば、神経発達症の有無に関わらず、必要な措置を講じても良いのでは？
  - 犯罪行為（触法行為）は警察、児童相談所、家庭裁判所マター
  - 学校は「継続性」のあるいじめを防止するため「必要な措置」：適応指導教室の利用等？

## Ⅱ 発達障がいの特性のある子どもが関係する事案への対応の在り方

- 神経発達症
  - 医療機関は神経発達症の診断
  - いじめ以前から、神経発達症の診断
    - 合理的配慮は比較的スムーズ
    - 学校適応に困難がないのに「発達障がい」を指摘してもメリットは？
  - いじめを機に、「発達障がい」を指摘されたら受け入れ難いかも
    - 被害者は、「いじめはフツーじゃない自分が悪いと、思われてる？」
    - 加害者は、「いじめた悪者なうえに、フツーじゃないから排除される？」
  - 神経発達症と診断されていなくても、ユニバーサルデザインの範囲で、教職員がSC・SSWの協力を得つつ、神経発達症に配慮したコミュニケーションを行うことで、被害者・加害者と意思疎通できる
    - この場合、配慮の義務はないが「いじめの解消」は義務：被害者の「心の傷つき」の回復、加害者の「必要な措置」の回避

# テーマ1 いじめ定義の拡大を背景とした対応困難事案への対応について

- 要は、同じ学校の子ども同士の「揉め事」による「悩み事」：「深刻」「継続性」は対応可能、「一方的」「攻撃」は判断が難しい
- 犯罪行為といじめ行為
  - 犯罪行為（触法行為）は警察、児童相談所、家庭裁判所マター (\*1)
  - いじめ行為（「揉め事」）は学校が対応
- 精神疾患と「心の傷つき」
  - 精神疾患は医療機関で治療（心理療法、薬物療法）：いじめ行為を防止できない場合、治療環境の変更 (\*2)
  - 「心の傷つき」（「悩み事」）は学校が対応
- いじめ行為を防止して、「心の傷つき」から回復して、「いじめの解消」
- 必要な措置
  - いじめ行為が継続するならば、防止するため「必要な措置」 (\*3)
  - いじめ行為が「A 実際にまたは危うく死ぬ、重傷を負う、性的暴力を受ける出来事」（犯罪行為）で被害者がPTSDを発症していたら、いじめ行為を防止（ストレス因の除去）できても、治療のため「必要な措置」を検討？

## テーマ2 発達障害等により、いじめに関わりやすい傾向のある子どもたちとの関係

- 神経発達症の診断がされているなら教職員による合理的配慮（コミュニケーションの障壁の除去）
  - 「専門的な知識を有する者」を確保（SC・SSW）していないと利益を保証できない
  - 管理職が、医療機関に受診同行するが「協力」とするには不十分
- いじめが関連すると被害者、加害者とも「発達障害」の診断を受け入れがたいかも
  - 被害者が、 「神経発達症」よりも「PTSD」の治療を求める
  - 被害者が、 加害者の「発達障害」の対応を学校（いじめ調査組織）に求める
  - 加害者が、 児童相談所の助言に応じて「神経発達症」の治療を求める
  - 交叉ケースで、 「神経発達症と適応反応症」ではなく「適応反応症」の診断書を求める
- ユニバーサルデザインの範囲でも教職員によりコミュニケーションの障壁は除去できる
  - 「専門的な知識を有する者」を指定（SC・SSW）していないと責任はあやふや
  - 管理職が、SCの所見をいじめ防止対策に採用しない

# テーマ3 子ども不在のまま重大事態調査や校内でのいじめ対応が議論・実施されている状況について

- 保護者の心情の推測
  - 不安（いじめ）→ 悲しみ（不登校）→ 怒り（「子どもの人生をメチャメチャにした」懲罰感情）
- いじめ対策組織の調査、いじめ重大事態調査、再調査の目的を整理しなおす？
  - いじめの全容解明
    - いじめの解消（いじめ行為の防止、「心の傷つき」からの回復）
    - 被害生徒、加害生徒、その他生徒の同意、調査協力が必要なのでは？
  - 犯罪行為（触法行為）の立証
    - 警察、児童相談所、家庭裁判所のマター：加害者の制裁
    - 捜査権限がないと解明は無理：事件として受理されると被害生徒、加害生徒共に捜査に応じる
  - 学校のコンプライアンスの調査
    - 資料の精査と学校関係者の聞き取りである程度可能：カイゼン
    - コンプライアンス違反で教職員の懲戒を求める：学校関係者の制裁
    - 安全配慮義務違反で損害賠償請求は求めない？

## テーマ4 いじめ対応における多職種連携の現状と課題

- 多職種連携・・・役割分担が不明確だと有名無実、形骸化
- いじめ対策組織（案）
  - 管理職と「専門的な知識を有する者」（SC・SSW）で意思決定
  - 犯罪行為（触法行為）の疑いがある場合、警察に連絡して情報交換 (\*1)
  - 精神疾患を発症した疑いがある場合、医療機関に紹介して情報交換 (\*2)
  - 事案と関係する教職員、事務を担う教職員にいじめ対策組織が随時指示
- SCとSSWの責務、役割分担（Quality Standardが？）
  - 1) 精神疾患のスクリーニング
  - 2) 精神疾患以外の「心の傷つき」のケア：カウンセリング、その他
  - 3) 教職員による合理的配慮に協力

## テーマ4 いじめ対応における多職種連携の現状と課題

- 多職種連携・・・役割分担が不明確だと有名無実、形骸化
- いじめ重大事態調査組織（案）
  - 学校のみ調査だと教育委員会の責任（「必要な措置」含む）が有耶無耶なのでは？（\*3）
  - 1）教育委員会のスペシャリストと学校のいじめ対策組織
    - 学校と紛争がない場合
    - メリットはスピード感、現場へのフィードバックによるいじめの解消（いじめ行為の防止、「心の傷つき」からの回復）
  - 2）教育委員会のスペシャリストと第三者（法学、医学）
    - 学校と紛争がある場合
    - デメリットは時間を要する、現場へのフィードバックが難しい
- 再調査組織（案）
  - 第三者（教育学、心理学、福祉学、法学、医学）

# あらためて強調しておきたいこと

## • 学校のコンプライアンス

- 「そりゃ手を抜いて、揉めそうなことを隠蔽したくなるわ」
  - いじめ対策に進むと、 様々な業務と軋轢が生じる
  - 関係者からの情報が増えると、 様々な業務と軋轢が生じる
  - 保護者との情報共有に努めると、 様々な業務と軋轢が生じる
  - 「心の傷つき」を重要視すると、 様々な業務と軋轢が生じる
- その結果「そりゃ保護者も怒るわ・・・」

## • リアルワールドで学校のコンプライアンスを遵守するには？

- “多職種連携”、“子どもに寄り添う”で責任が有耶無耶になっている？
  - 役割の明確化 : 管理職と「専門的な知識を有する者」(SC・SSW)
  - 犯罪行為といじめ行為 : 犯罪行為は警察、児童相談所、家庭裁判所のマターだと確認
  - 精神疾患と「心の傷つき」 : 精神疾患は医療機関のマターだと確認
  - 「必要な措置」 : 教育委員会のコンセンサス

中世のヨーロッパ社会  
神学 法学 医学

現代の日本社会  
学校 法学 医学

教員は「聖職者」？

東京弁護士会シンポジウム

# 子ども中心のいじめ解決に向けて

－ いじめ対応と重大事態調査の最前線 －

 白梅学園大学子ども学部子ども学科 牧野晶哲（社会福祉士）

 [makino@shiraume.ac.jp](mailto:makino@shiraume.ac.jp)



# 自己紹介 (2026年度 (2月現在) )

- 勤務 白梅学園大学 子ども学部 子ども学科 准教授 (SSW教育課程主任)
- 研究 スクールソーシャルワーク、子どもの居場所実践、ヤングケアラー学校での修復的対話実践、キャンパスソーシャルワーク
- 活動 非常勤講師 (東北公益文科大学大学院、聖徳大学)  
NPO法人日本スクールソーシャルワーク協会 (理事) NPO法人コスモス村 (理事)  
NPO法人修復的対話フォーラム (理事) NPO法人out of frame (監事)  
教育委員会SSWSV (杉並区、文京区、足立区、台東区、荒川区、中野区、酒田市、昭島市、小平市、多摩市、武蔵村山市、国立市、鹿児島市、栃木県)
- 外部 東京都教育委員会 都立高校「自立支援チーム」派遣事業 統括SV  
東京都教育委員会 SSW実務者研修 講師  
いじめ問題第三者委員会 委員 / いじめ問題第三者委員会 調査部会 調査員  
子どもいじめ防止学会設立記念大会 分科会 シンポジスト  
教育委員会または校内研修会 講師 (足立区立学校教育相談部会、酒田市立小学校教頭会)  
山梨県児童福祉司及び要保護児童対策調整機関 調整担当者研修 講師  
東京都民生児童委員連合会 主任児童委員研修 / 支庁合同研修 講師  
横浜市公立学校事務職員研究協議会 10年次研修 講師  
修復的対話研修会 / RJサークル実践 (東京弁護士会、酒田市立富士見小学校) 他多数



# 学校教育と対話

－ 22世紀を生きる子どもの学校教育 －



トーキングピース

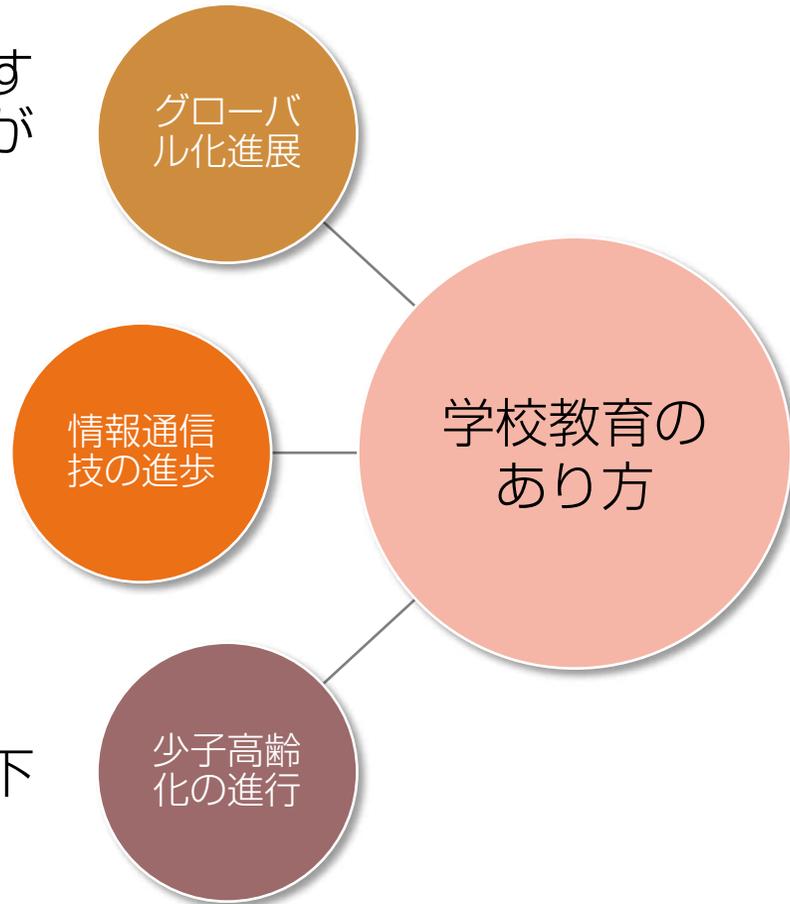


# 学校教育と対話

文部科学省

## ■ 学習指導要領等の改正の背景

- 様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きること
- コミュニケーションや対人関係の変化
- 技術革新による新たな倫理的問題
- 家庭や地域の変化
- 誰も経験したことのない状況下での社会の持続



- 正解のない社会状況に立ち向かうための**対話**
- 一人一人が道徳的価値の自覚のもと、自ら感じ、考え、**他者と対話**し協働しながら、より良い方向を目指す**資質・能力**を備えることが重要



# 学校教育と対話

## 文部科学省

### ■ 学習指導要領「主体的・対話的な深い学び」

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な知識や力を育む「社会に開かれた教育課程」。

「何ができるようになるか」「何を学ぶか」の他、「どのように学ぶか」において子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考え方を広げ深める『**対話的な学び**』を実現。

子ども（学習者）の視点	教員（授業者）の視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども同士の協働を通じ、自己の考えを広げ深める</li> <li>● 教職員との対話を通じ、自己の考えを広げ深める</li> <li>● 地域の人との対話を通じ、自己の考えを広げ深める</li> <li>● 先哲の考え方を手掛かりに考える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 思考を交流させる</li> <li>● 交流を通じて思考を広げる</li> <li>● 協働して問題解決する</li> <li>● 板書や発問で教師が子どもの学びを引き出す</li> </ul>



# 学校教育と対話

文部科学省

## ■ 道徳科の内容

自分自身に関すること	人との関わりに関すること	集団や社会との関わりに関すること	生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること
<p><b>【小学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・善悪の判断、自律、自由と責任</li> <li>・正直、誠実</li> <li>・節度、節制</li> <li>・個性の伸長</li> <li>・希望と勇気、努力と強い意志</li> <li>・真理の探究</li> </ul> <p><b>【中学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主、自律、自由と責任</li> <li>・節度、節制</li> <li>・向上心、個性の伸長</li> <li>・希望と勇気、克己と強い意志</li> <li>・真理の探究、創造</li> </ul>	<p><b>【小学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親切、思いやり</li> <li>・感謝、礼儀</li> <li>・友情、信頼</li> <li>・相互理解、寛容</li> </ul> <p>▶ 児童が多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えられること</p> <p><b>【中学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思いやり、感謝</li> <li>・礼儀</li> <li>・友情、信頼</li> <li>・相互理解、寛容</li> </ul> <p>▶ 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心を持って謙虚に他に学び、自らを高めていくこと</p>	<p><b>【小学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則の尊重</li> <li>・公正、公平、社会正義</li> <li>・勤労、公共の精神</li> <li>・家族愛、家庭生活の充実</li> <li>・よりよい学校生活、集団生活の充実</li> <li>・伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度</li> <li>・国際理解、国際親善</li> </ul> <p><b>【中学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遵法精神、公德心</li> <li>・公正、公平、社会正義</li> <li>・社会参画、公共の精神</li> <li>・勤労</li> <li>・よりよい学校生活、集団生活の充実</li> <li>・伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度</li> <li>・我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度</li> <li>・国際理解、国際親善</li> </ul>	<p><b>【小学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命の尊さ</li> <li>・自然愛護</li> <li>・感動、畏敬の念</li> <li>・よりよく生きる喜び</li> </ul> <p><b>【中学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命の尊さ</li> <li>・自然愛護</li> <li>・感動、畏敬の念</li> <li>・よりよく生きる喜び</li> </ul>



# 学校教育と対話

## 子どもをめぐる現状

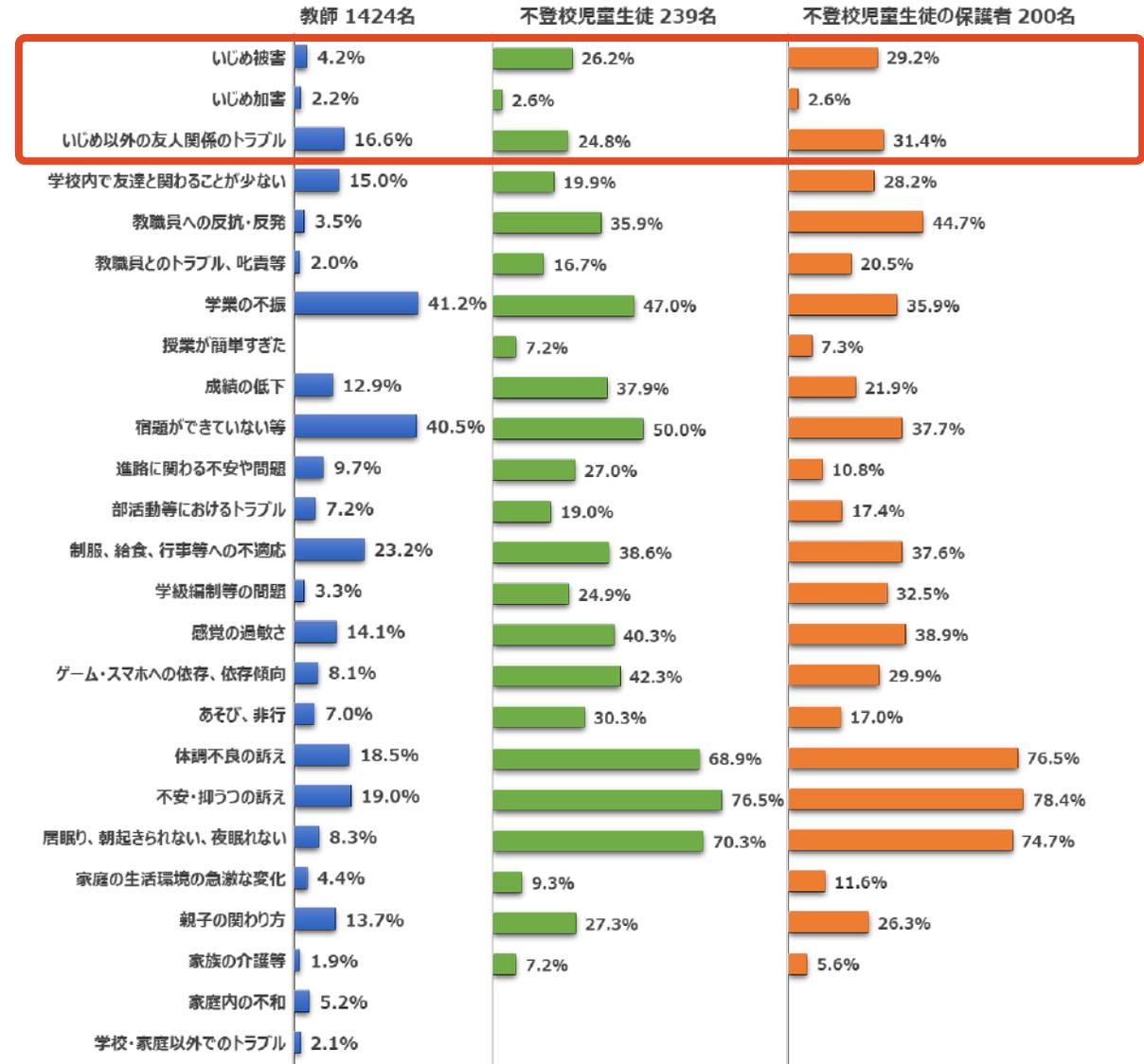
### ■ 不登校

この調査は子どもの発達科学研究所が2022年度に小学3年生から高校1年生であった児童生徒とその保護者、および担任教師等に実施したものである。

【きっかけ要因】とは不登校のリスク・ニーズアセスメントの際に、外からの働きかけによって変化しうるもの（動的要因）である。

赤枠で囲った部分はいじめや友人関係トラブルに関することだがポイントは2つある。1つは不登校の要因としていじめや友人関係トラブルは非常に大きな意味を持つ。もう1つは被害や影響について学校側と当事者側とでは大きな隔たりがある。

「きっかけ要因」について



# 学校教育と対話

## 子どもをめぐる現状

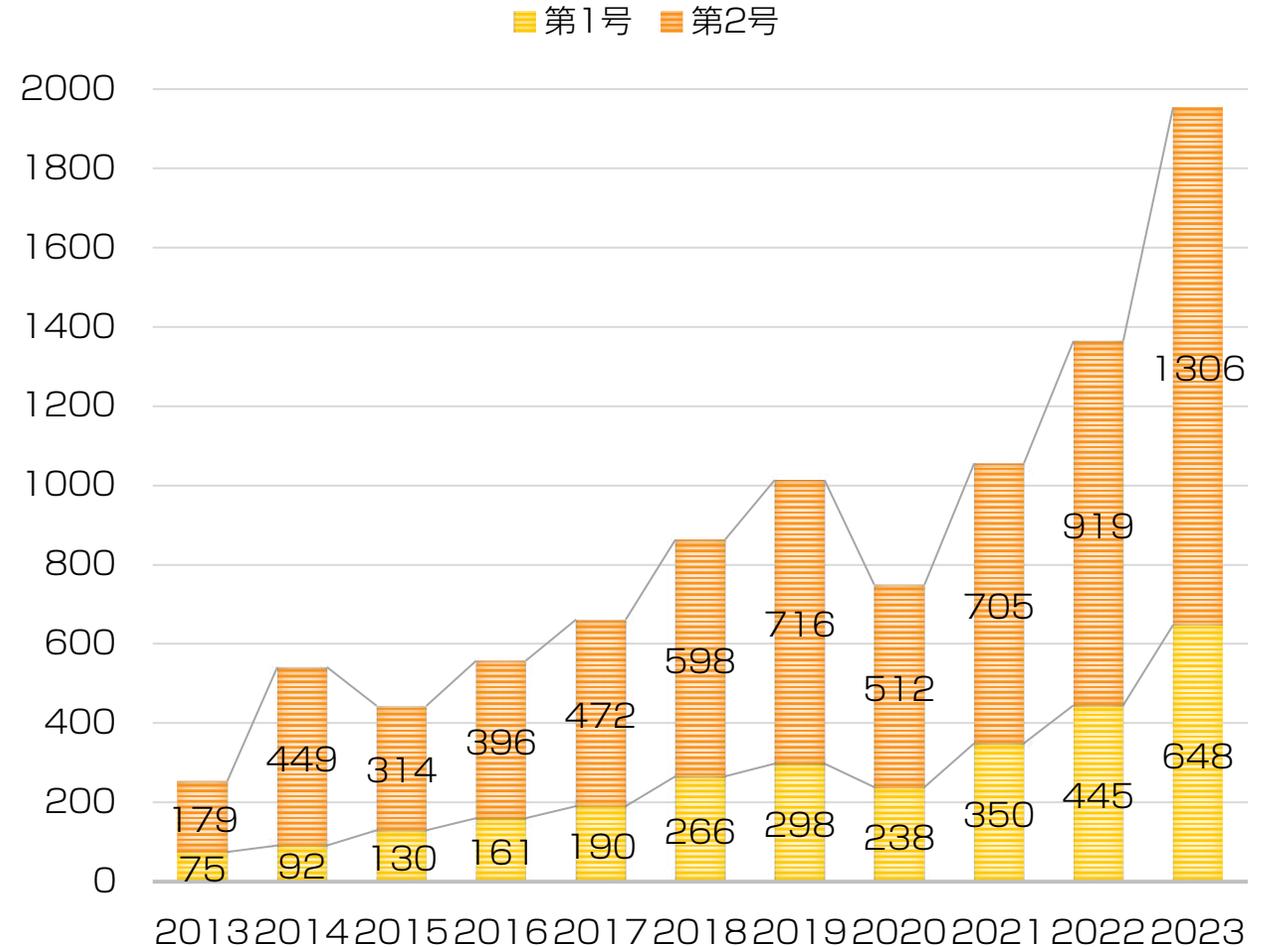
### ■ いじめ

いじめ防止対策推進法が施行されて以降のいじめ重大事態の発生件数であるが、22年度から23年度で急激に増加している。24年度に重大事態調査のガイドラインが改定されているため、さらなる増加が想定できる。

この重大事態においては学校いじめ対策組織、設置者、第三者委員会などが調査を適切に行い、再発防止策を提言し実行することが求められている。

しかしこの重大事態調査を含め、子ども同士による葛藤解決に向けた働きかけや、未来志向型の関係修復のあり方についてはほとんど示されていない。

いじめ重大事態の発生件数



# 学校教育と対話

## 学校で対話文化を構築することの必要性

### ■ 学校の特殊性

- 閉鎖性 : 独自ルールが成立しやすく透明性や公平性が失われる
- 同質性 : 同年代の子どもだけの空間で価値や思考が偏ってしまう
- 限定性 : 学校が求める価値や基準の枠内に評価や正解が限定

### ■ 子ども同士の関係性

- 同調性 : 目立たず孤立しないが最大の関心
- 階層性 : スクールカースト含め「陽キャ」「陰キャ」に分類
- 凝集性 : グループの凝集性が高いが他グループとの交流は断絶

### ■ 関係構築の機会創出

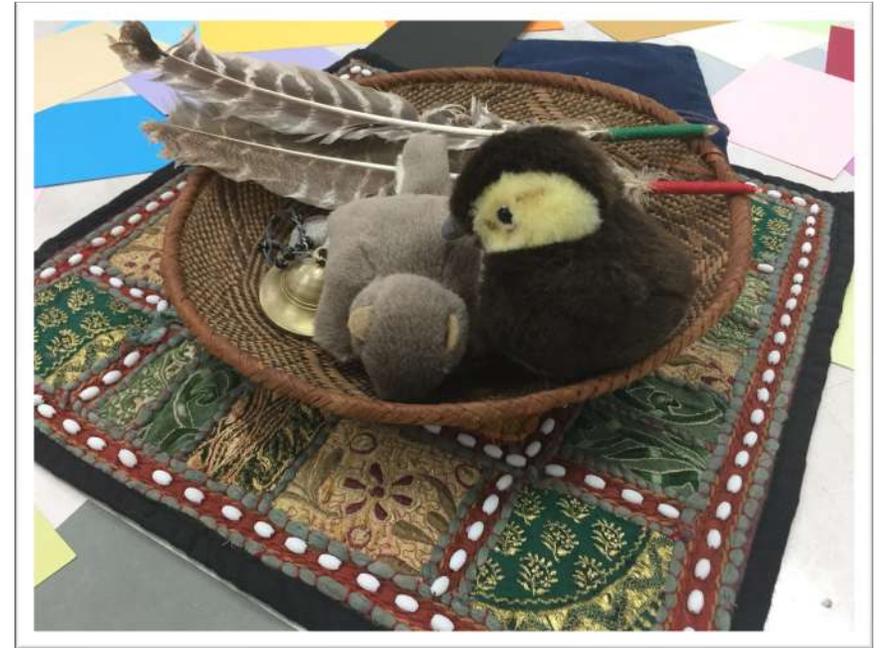
- 自己表現 : 自分の考えや悩みなど適切な方法で他者に伝える場面
- 他者受容 : 他者の特徴を否定せずありのまま受け入れる場面
- 正義感 : 自分自身の正義感と一旦距離を置き考える機会
- 多様性 : 互いの違いを認めつつ共に過ごすための方法を模索
- 葛藤解決 : 対話を通じたお互いの関係の構築や再構築の機会

学校に修復的対話を導入する意義



# 修復的対話とRJサークル

ー 学校でのRJサークルの展開と効果 ー



センターピース

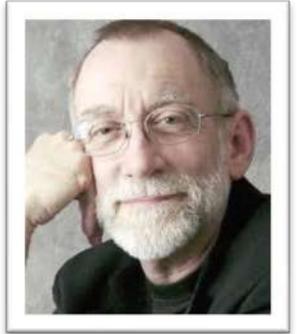


# 修復的対話について

## 概要

### ■ 修復的対話の定義

個人あるいは集団が受けた傷を癒し、事態を望ましい状態に戻すため、問題に関係ある人たちが参加し、損害やニーズ、及び責任と義務を全員で明らかにすると同時に、今後の展望を模索する過程である。



### 従来型

一方的（強い者▶弱い者）

当事者同士を引き離す

規則の違反に焦点

責任を追及する

罰を加える

謝罪と赦しを押し付ける

過ぎてしまったことに焦点

行動の改善

### 修復型

双方向的

当事者同士の対話

出来事による影響を重視

責任の取り方を模索する

自発的な謝罪と赦し

関係を築くことに焦点

現在と未来に焦点

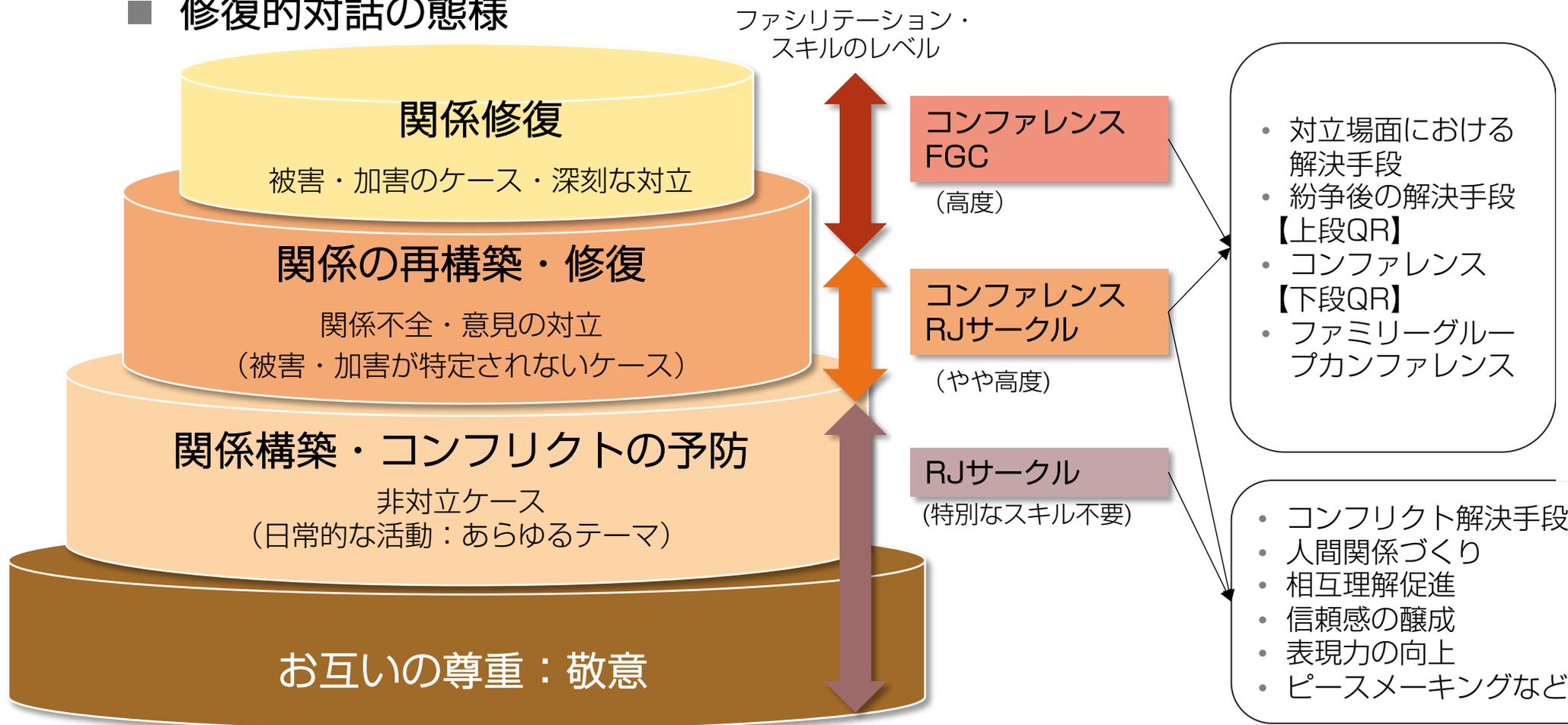
関係の改善



# 修復的対話について

## 概要

### ■ 修復的対話の態様



# 修復的対話について

## 概要

### ■ 修復的対話のポイント

- ①情報：なぜ自分なのか、その後何が起きたのか
- ②真実を語る：自分に起きた影響を伝える
- ③エンパワメント：被害による喪失を取り戻す機会
- ④償いか復讐か：負った傷に対する補償

被害者

- ①向き合う（a.自分がもたらした傷や損害、b.被害者への共感と責任、c.恥を超える）
- ②人間としての変革（a.加害行動に至る要因の癒し、b.思考や中毒から回復の機会、c.技能の向上）
- ③コミュニティに帰属するための復帰サポート
- ④少なくとも一時的な拘束

コミュニティ

- ①被害者だという認識
- ②コミュニティ意識と相互責任を育てる機会
- ③被害者・加害者をコミュニティに受け入れる

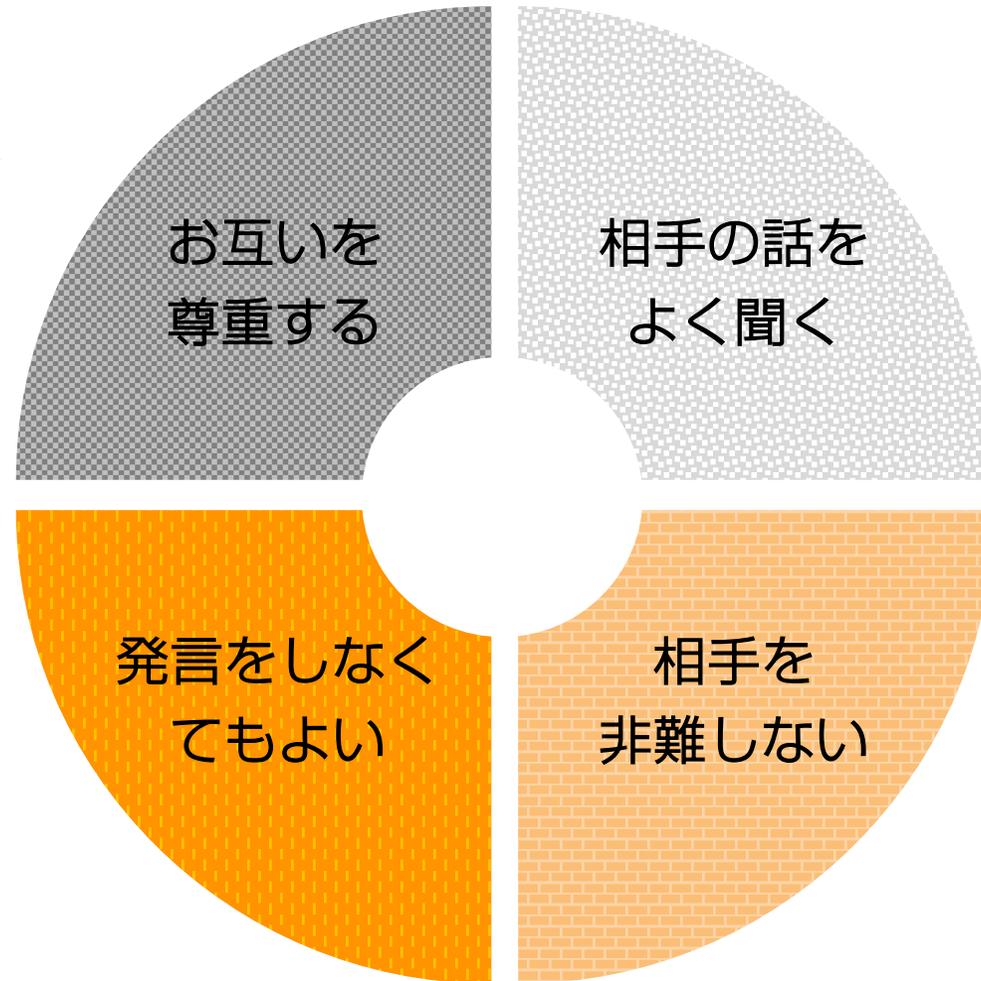
加害者



# RJサークルについて

## 概要

### ■ RJサークルのルール



- 学校の場合は「話したことを外に持ち出さない」も約束に入れる



# RJサークルについて

## 概要

### ■ RJサークルの方法

#### ● 全員が輪になる

お互いが面と向かって語ることで、共通の関心ごとに焦点を向けている感覚を生み出す。

#### ● センターピース

場の一体感を生み出すためにサークルの中心に置くシンボル。

#### ● トーキングピース

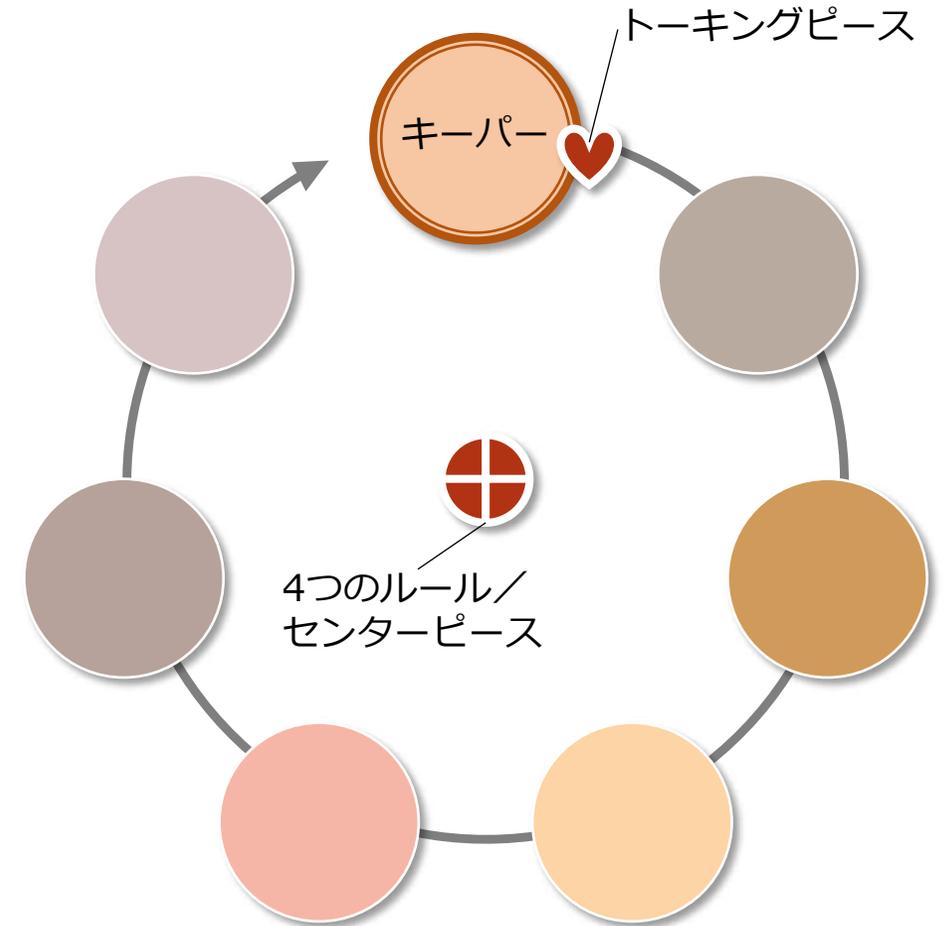
参加者が心の底から語り、耳を傾けることのできるためのツール。キーパーから順番に回していく。

#### ● オープニング

日常生活場面から話し合いの場に移行するための手立て（詩の朗読、歌を聞く、呼吸を整えるなど）。

#### ● クロージング

話し合いの場から日常生活に移行するための手立て。



# 学校へのRJサークル導入

## 導入に至る経緯

### ■ 個人的な特殊事情

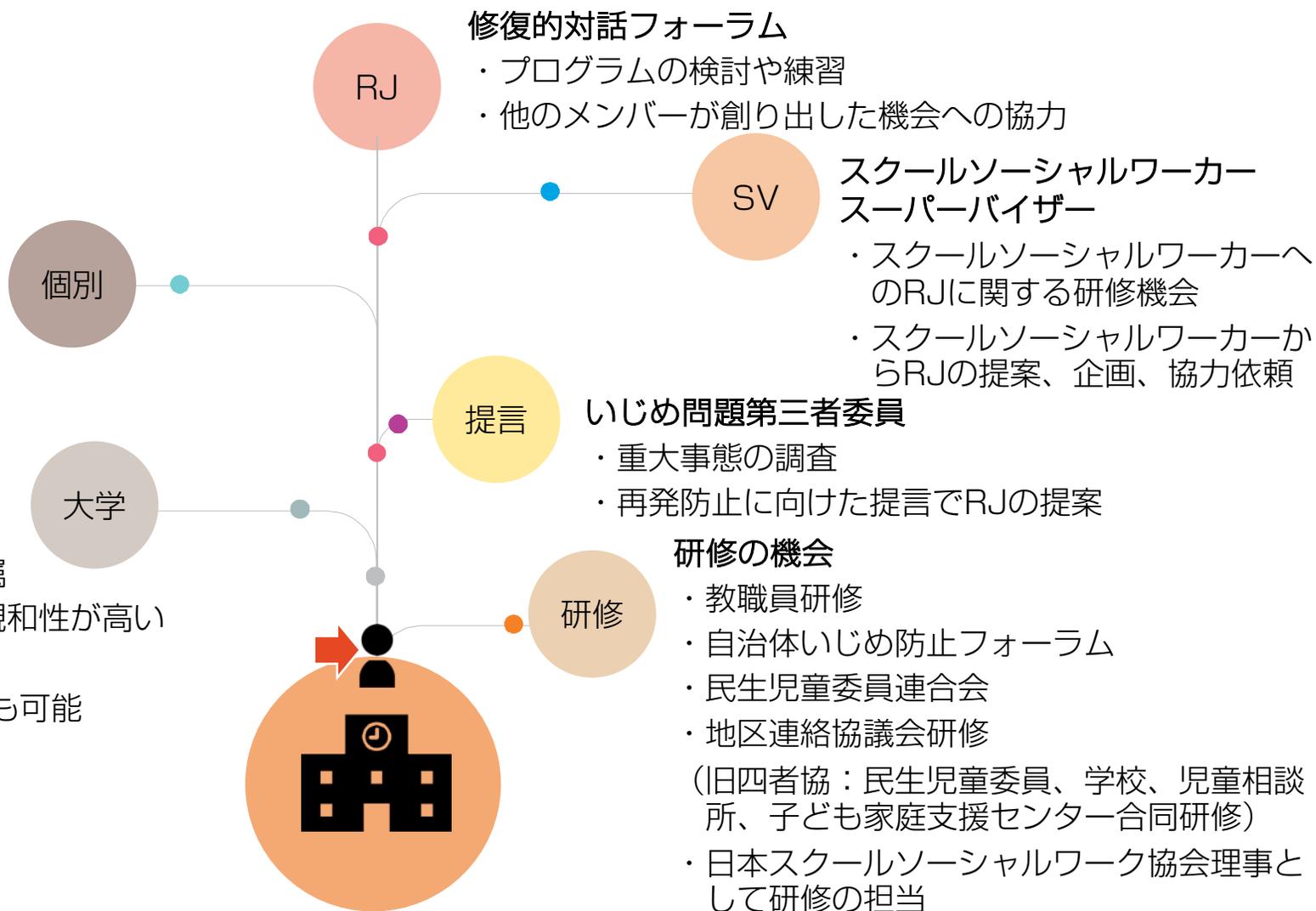
#### 教職員からの個別相談

(指導主事から管理職への昇格等)

- ・ いじめ対応でRJ実施の依頼
- ・ いじめ防止の充実のためRJ実施の依頼
- ・ 学級崩壊への対応でRJ実施の依頼

#### 大学教員

- ・ (多分だけど) 社会的信頼がある所属
- ・ 教育機関や研究機関であり学校との親和性が高い
- ・ 大学での授業として実施可能
- ・ ゼミ学生を連れて学校でのRJの実施も可能
- ・ 実習巡回先からRJ研修の依頼



# 学校へのRJサークル導入

## 導入に至ってからの課題

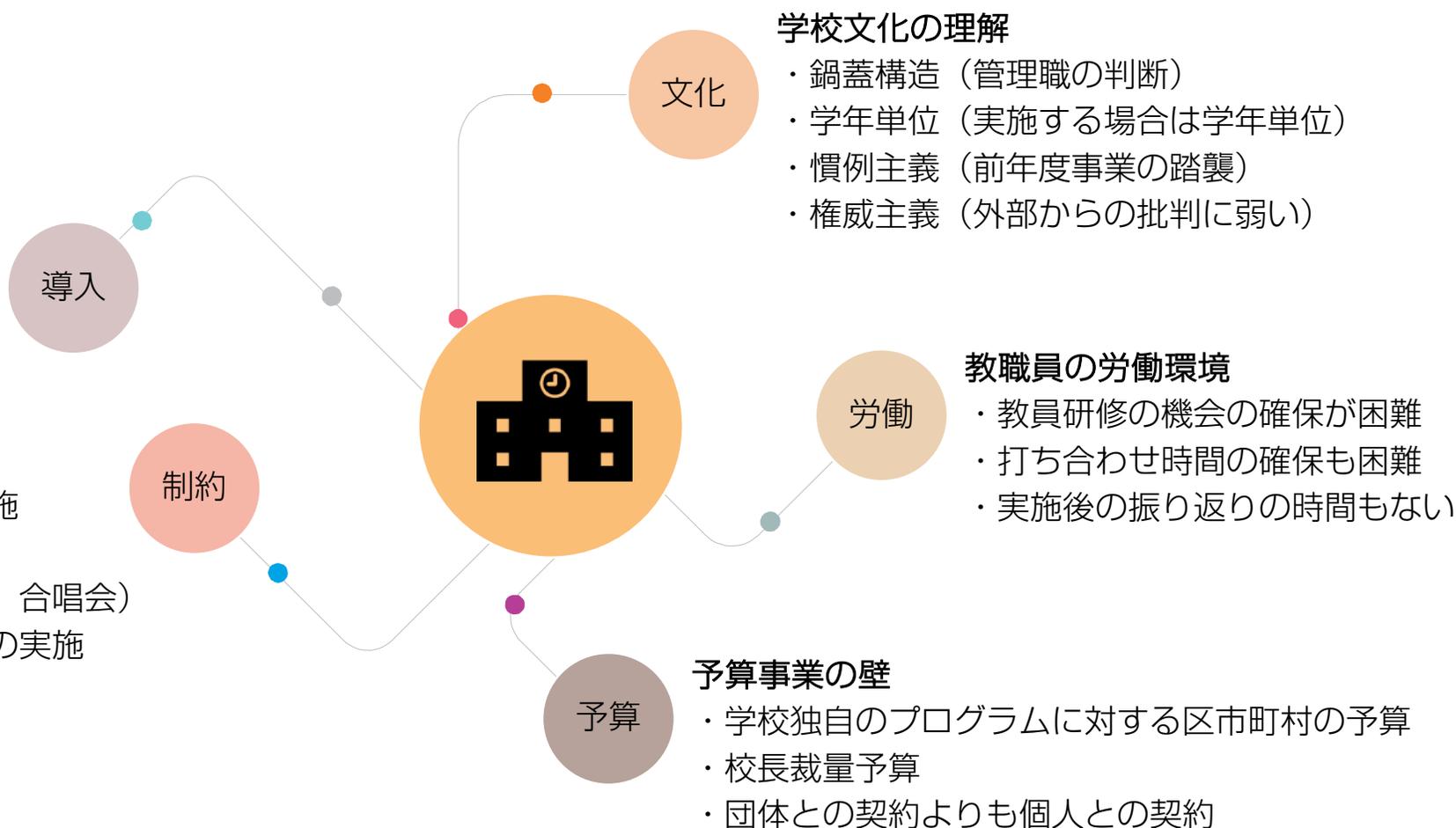
### ■ 学校独自の事情

#### 導入のタイミング

- ・ いじめなどの事件
- ・ 学級崩壊
- ・ 管理職の関心
- ・ 教育委員会の方針

#### 時間の制約

- ・ 授業時間内での実施
- ・ 学校行事が優先  
(定期試験、運動会、合唱会)
- ・ 授業計画の合間での実施
- ・ 授業科目の選定  
(道徳、総合学習)



# RJサークルの効果

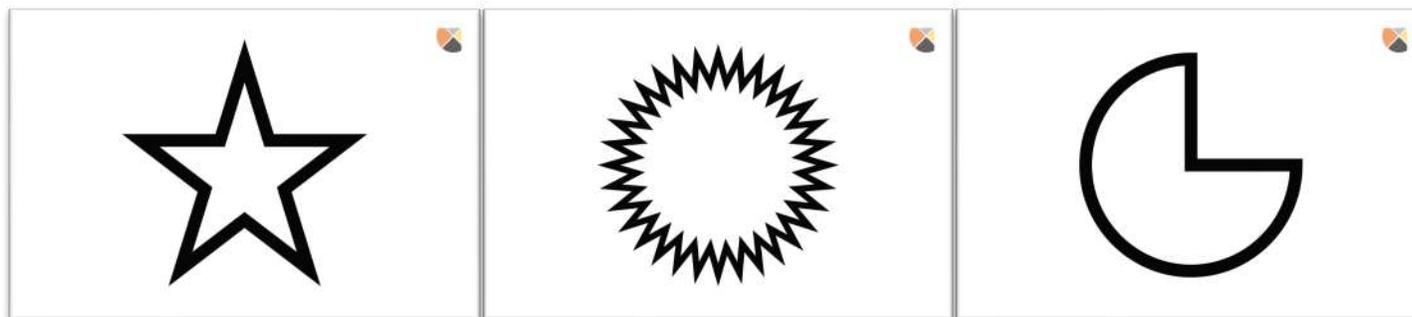
## 実践

### ■ A中学校

#### 【テーマ：カタチ】

- 今の気持ちをカタチに例えるとどれですか
- 「面白い」「印象に残る」カタチはどれですか
- 週末の過ごし方をカタチに例えるとどれですか
- 大切な人に贈りたいカタチはどれですか
- 自分は今どのようなカタチの中で生活していますか
- 明日どのようなカタチで過ごしたいですか

#### 【カードの一部】



# RJサークルの効果

## 実践

### ■ 子どもからのアンケート（A中学校）

A中学校 n=521	5 とても	4 まあまあ	3 普通	2 あまり	1 まったく
①RJサークルは楽しかったですか	278	121	87	19	14
	399 (76.9%)				
②RJサークルをまたやってみたいと思いますか	234	107	125	31	22
	341 (65.7%)				
③自分の話をすることができましたか	288	125	87	12	7
	413 (79.6%)				
④自分の話をよく聞いてもらえたと思いますか	270	137	98	6	8
	407 (78.4%)				
⑤他の人の話を聞くことができましたか	338	107	67	5	2
	445 (85.7%)				
⑥他の人の知らないところを知ることができましたか	303	122	78	9	7
	425 (81.9%)				

#### 【RJサークルについて感じたこと考えたこと】

##### <子どもたち間の対話>

- みんなの知らなかったところを知れて良かった（多数）
- ふだん聞かないことも聞いた（多数）
- 質問が普通の授業や会話では出ないことだったのでおもしろかった
- ほかのことをきいて自分を振り返ったりもできたので良かったです
- 「意見を出す＝楽しい」に気付きました
- 他の人が思ってることと自分が思ってることが一緒でも理由が全然違ってビックリした

##### <4つのルール>

- 人の意見を肯定したり否定したりせずに行うことがいい
- 結論を出さなくていいと気軽に言える
- みんなが発言すると自分もしなきゃと思ってしまう



# RJサークルの効果

## 実践

### ■ B小学校

#### 【テーマ：キボウ】

- このカードのマシーンは何だと思えますか
- マシーンに乗って行きたい場所や時代はありますか
- マシーンに乗って会いたい人はいますか
- マシーンに乗って会った未来の自分はどうでしたか
- 他の人の話を聞いて感じたことを教えてください

#### 【カードの一部】



# RJサークルの効果

## 実践

### ■ 子どもからのアンケート（B小学校）

B小学校 n=90	5 とても	4 まあまあ	3 普通	2 あまり	1 まったく
①RJサークルは楽しかったですか	77 89 (98.9%)	12	1	0	0
②RJサークルをまたやってみたいと思いますか	73 83 (92.2%)	10	7	0	0
③自分の話をすることができましたか	64 82 (91.1%)	18	6	4	1
④自分の話をよく聞いてもらえたと思いますか	68 78 (86.7%)	10	5	4	2
⑤他の人の話を聞くことができましたか	67 83 (92.2%)	16	4	2	1
⑥他の人の知らないところを知ることができましたか	65 79 (87.8%)	14	8	2	1

#### 【RJサークルについて感じたこと考えたこと】

##### <1年生>

- ・じぶんのおもっていることをいえた
- ・知らないこともきかれてうれしかったです
- ・みんなの知らないこともしれた
- ・きんちょうしたけどだんだんきんちょうがなくなりました
- ・ほっとするところがたのしかったです
- ・おりがみできもちをつたえるのが好きです
- ・じぶんのことをかんがえられた

##### <2年生>

- ・気もちって音であらわせるとわかったです
- ・友だちのいろんなことをしれてうれしかった
- ・とてもたのしかったからまたつぎもしたい
- ・もっといろんなことをしりたい
- ・ほかの人のことをもっとしれた
- ・また3年、4年、6年までつづいてほしい
- ・RJサークルが大好きですが3年生になったらなくなるのがかなしいです



# RJサークルの効果

## まとめ

### ■ RJサークルの魅力

- どのような意見であれ発言する権利と機会が保障される
- その発言にみんなが耳を傾ける機会を提供できる
- 結論を出すことなく、多様な人々の異なる話をひたすら傾聴する経験
- 一人ひとりの話しに対して、共感してもすぐには発言できない経験
- 自分の話す順番が来るまで、ひたすら聴き、感じ、考える経験
- 次々異なる話を聴き、異なる感想を得て、日常会話では生まれない自分自身との対話を経験
- 自分自身との対話から「新たな思考」が生まれる機会
- 対話に参加する全員がお互いに影響をあたえ、共に何らかの変化をする
- 結論が見えない対話で、不確実性に耐える経験
- Volatility（変動性） Uncertainty（不確実性） Complexity（複雑性） Ambiguity（曖昧性）



# RJサークルの効果

## まとめ

### ■ 対話文化が創り出す効果

#### 自己肯定感と多様性の尊重

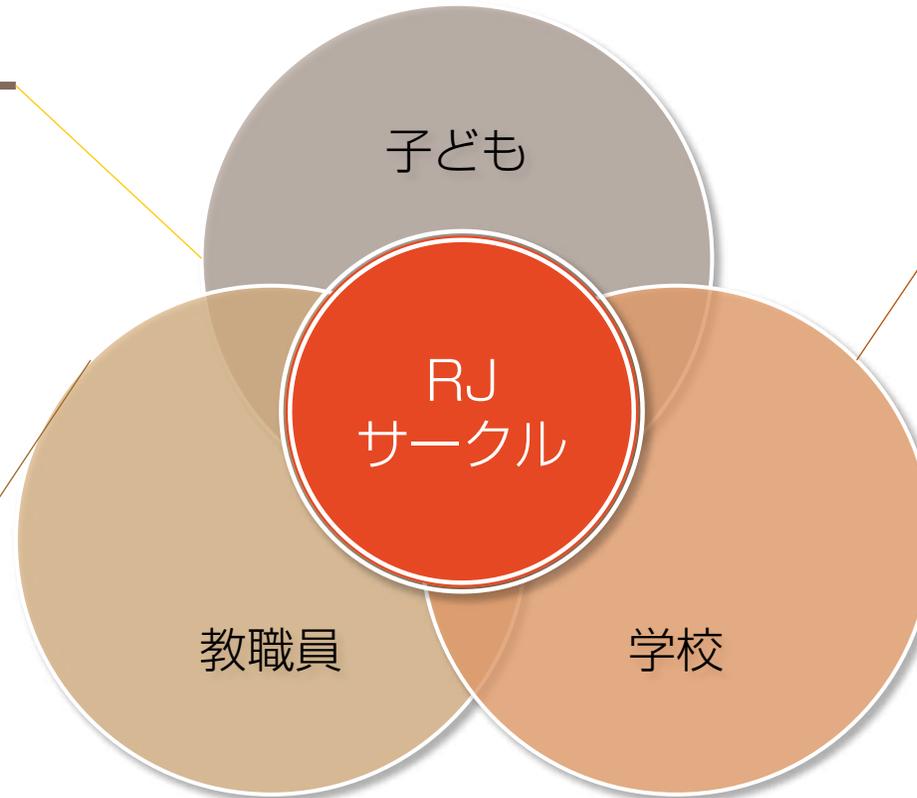
- ・ 自己表現や自己理解の向上
- ・ 他者受容や他者理解の促進
- ・ 対話の習慣化
- ・ 葛藤解決能力の向上

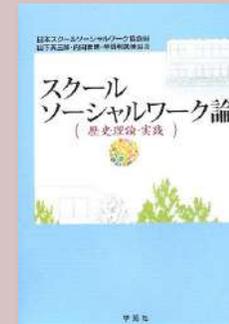
#### 子どもと教職員の信頼関係

- ・ 子どもの理解促進と再発見
- ・ リフレーミングの機会
- ・ 人権を尊重する気づき
- ・ 教職員同士の連帯意識

#### 安全安心な学校づくり

- ・ 対立構造の回避と早期対応
- ・ 差別や排除から包摂や結束への転換
- ・ チーム支援体制の具現化
- ・ 子どもが主体の学校づくり





### 【書籍】

- 「押さえておきたい児童福祉・子ども子育て支援」 (2022年4月) ぎょうせい
- 「「いじめ防止対策」と子どもの権利」 (2020年2月) かもがわ出版
- 「子どもにえらばれるためのスクールソーシャルワーク」 (2016年2月) 学苑社
- 「新スクールソーシャルワーク論」 (2012年10月) 学苑社
- 「スクールソーシャルワーク論」 (2008年2月) 学苑社
- 「スクールソーシャルワークの展開」 (2005年8月) 学苑社

### 【動画】

- 東京都教育委員会「SOSの出し方に関する教育推進委員会」委員
  - ・児童・生徒向け動画「心のSOSに気づこう」
  - ・教職員向け動画「SOSの出し方に関する教育」 研修編



# 子どもがいじめ解決に主体的に取り組めるように

### 【雑誌等】

- 「教職研修」 (2023年12月号) 教育開発研究所
- 「教職研修」 (2022年8月号) 教育開発研究所
- 「評価と指導」 (2020年6月号) 図書文化
- 「子ども白書」 (2019年) かもがわ出版
- 「学校運営」 (2019年8月号) 全国公立学校教頭会

